

草茅危言

宮

309

151



0003420001

0003420-001

309-151

草茅危言

中井竹山・著

懷德堂記念館

第1-5 (宮, 商, 角, 徵, 羽)

昭和17

ABA



竹山中井先生遺著

草茅危言

天生敬題



昭和辛巳重建懷徳堂
廿五年記念印行

例言

一、是の書は、寛政元年中井竹山先生が、時の執政白川樂翁侯の諮詢に答へて、其の意見を開陳せられたるものにて、本堂所藏の書は、其の手稿本に係る、

一、是の書印字の體面は、一に原本に據りて更改せし所なし、只もと片假名を用ひたりしを、便宜上平假名となし、又「丁」「ノ」「氏」等の字を、「こと」「して」「とも」に改め、濁點を要する所に點を施したるのみ、

一、是の書板本となりたるもの、坊間に拙修齋の木活本、及び明治元年印行の富岡鐵齋校正本あり、また其の後活字本となりたるものあれど、孰れも誤脱頗る多く、傳寫の謬を襲へり、此等は宜しく本書に據りて訂正せらるべきものとす、

一、是の書題箋の文字は、原本に貼付せる竹山先生の手筆を影印に附したるものなり、而して扉の文字は、今回出印に際し、竹山先生の曾孫黃裳先生の揮毫を煩はしたり、記して以て謝悃を表す、

昭和十七年七月

懷德堂記念會同人敬識

草茅危言自序

愚之腹藁茲編也久矣。蓋國家創業之隆。守成之美。以崇儒術。修文教。實卓越于前古。延及享保中興。深仁厚澤。以陶鎔一世。猗與亦盛矣。時以德意。特命吾先父。設庠巖于大坂。用牖後民。到于今。六十有餘年。愚也守先父之職。雖頑鈍迂戾。乎蚤歲讀書。講道竊與有聞焉。迺欽仰盛業。於其風猷制度也。私有欲陳所見。以粉飾太平者。爾後承平有日。綱維亦不能無少弛。儉人抵巇。疵弊多端。一世侈靡驕惰。以至上窮下困。風俗日頹。則仰屋大息。又私有欲據微衷。以冀寸補者。然躬居閭閻。不敢犯言高之罪。乃有意於撰一書。貽孫子。以備異日。采用焉。但以庠務鞅掌。撰述亦多緒也。日復一日。未果其志。是可嗟已矣。至於

近歲世道一變。白川侯源公以國之懿親而賢明拔萃也。受殊選當鈞軸以修伊周之業。則不仁者遠矣。治教之休。四海風動。以啓言路。達下情。實爲振古罕比。初也。求言有錄。後也。求龍有說。意亦甚勤矣。不圖身未先朝露。而遇斯盛世也。且也客歲戊申。公巡畿邦。繆錄愚虛名。辱翹車之招。忘勢下士之孚。藹然盈座。垂問壺々。更僕而後罷。廼退而嘆曰。積年之瀘。今可以傾寫焉。雖然。公之賢明如此。以愚之陋學菲才。添涓滴于河海。果何益耶。抑獻芹之侗。自以爲至味。是未可以已也。以事或涉機密。乃避人偷閑。徐々起草。既成。勒爲五卷。命曰草茅危言。其爲書也。唯是隨筆貽孫之撰。所以成宿志。是以文亡緣飾。語不主恭遜。其體製然也。故未敢擬古人治安太平諸策。公

然叩闕竊致之於公之左右。執事以乞進止耳。幸有二可采乎。其餘狂妄之罪。皆所自分。所謂折首不悔者存焉。傳曰。邦有道危言危行。邦無道危行言孫。嗚呼。噫。嘻。爲士者之言。弗孫而可危。其在斯時。與其在斯時。與寬政紀元己酉之冬。

竹山居士中井積善拜撰

こと、枚擧するに違あらず、委しくその害を論ぜんには、南山の竹も盡ぬべし、されども千有餘年、深痼となり來りたることにて、今更いかんともすべからざるもの多し、嘆ずるに餘りあるべし、但し今日幸に 聖天子宁に當らせ玉ひ、東關賢佐委任を專にせさせられ、中興隆治の啓けそめし御事なれば、積年の功を以、宿弊を芟除あらんこと、寔に千載の機會とも云つべし、昨年睿慮を以て、御修法の護摩を廢せさせ玉ふべきとの御事なりしを、東寺より先例を以て彼是と申す旨ありて、止ことを得させられざりしにや、是迄の式は改めて、別殿にて行れしと聞及べり、草野の下、その實否、并に委曲は知べきに非ざれども、大氏是等を始とし、巫釋の説より出て、朝廷の典故となりしことの、停廢せらるべきは、餘多なるべし、先般東寺の如く、彼徒よりは、古例先格を云立べけれ

ども、實にその本を尋ぬれば、是等の事は、一つも無こと、甚の古例先格なれば、いかほど例格を云立るとても、これに拘はることはあらず、たとゝ義の當否を考へて、義に叶ふは存し、義に叶はざるは廢するにてすむべし、但し推て遽かに廢置することは、人心に厭服せざることもあるものなれば、これはよく諭すに義理を以し、衆人心服の上にて停廢すること、肝要なるべし、是らのことよく行なはれなば、總じて邪説を抑へ、人心を正しくし、紀綱を整へ、太平を固くするの、根本ともなるべきものなり、

御即位禮は、御一代の大典なるを、應仁亂後、朝廷の式微より、永正中は、二十年を歴るまで、この大禮行はれず、西三條内府の計らひを以て、本願寺より經費を奉じ、天文中には、十年を経て、大内氏より、永祿中には、三年を経て、毛利氏よりして、調進あり、その儀始て

行はる、豊臣家に至り、天下の禍亂始て定まり、京室も清夷にて、諸儀振興の事多く、即位禮など、時日に移さず脩舉あり、御當家に及びては、申上るにも及ばず、數百年廢絶の事まで、追々再興あり、寔に目出度御事なり、さりながら往年、御即位禮の圖式など傳へて拜見せしに、儀制多くは省易忽略なるかのやうにも見へ、その後窃かにこの大禮を拜觀せしことありしに、日月章旗纛旛等の制より、諸儀物に至るまで、みな甚だ簡素に過たるやうに見受たり、是は恐くは右の永正間衰耗中に、僅かに事を辨じさせられし時の制度を、前蹤として遵用ありしより、その假設苟合の事、みな永制となり來り、いまだ本制の眞には復せられざるにてもあらんかと察せらる、もし然らば、太平隆治の御時節には、遺憾と云べし、何とぞ本制を考へ、追々脩舉あらせられたき御事なり、但し京師

災後、今日 皇居の御造營、新たに窺まりたる御ことなれば、その中に攙入煩複すべきにあらねども、幸に 主上春秋に富させ玉へば、數十年後、耄期倦勤の御時ならでは、御入用もなきことゆへ、曾てさし急ぐべきにあらねば、今日より徐々として本制を考へ、積年の功を以て、周備あらんは、容易の御ことなるべし、かくありなば、朝廷光華をまさせ玉ひ、關東より御尊敬の御美德、いよ／＼前古に卓越せさせられ、萬世の後の模楷ともなりぬべき御事なるべし、その制は定て雲上に故實の諸記あるべく、中んづく常藩獻納の禮儀類典に、備はりたるべし、これ皆金匱石室の秘にて、草野の窺ふべきにあらねば、本制はいかなるものとしらねども、たゞ愚意臆料を以て、右の通りのことにもあらんかと、試にかく布陳するのみ、

○
天子行幸の御事は、中葉喪亂より跡絶て、豊公の時、聚樂の行幸、久振にて再興あり、御當代御上洛の御時、二條の行幸、繼行はせられ、その後は又絶て、上皇御内々の御幸あるのみなり、行幸は、聖體の御保養に、最第一の義なれば、是必ず折々は行なはせらるべき御事ならんか、たゞその儀儼重にては、しば／＼しがたし、隨分事そぎたらんには、さしてつかゆることもあるまじ、去年 皇居炎上につき、行宮に 御駐蹕あらせられ、今年より 内裏御造營あれば、一兩年の内に、定めて 新宮還幸の御儀式あらせらるべし、その儀を遙かに減損あらせられ、春秋温涼の節、兩度の行幸を、毎歲行なはせられたき御事なり、東山の花西山の楓に、昔の迹を尋ねさせられ、又は古今集の、鶴立洲、猿啼峽などの分題を、詞臣に命ぜられ、或は源經信の三船の才の芳躅を追せらるゝなど、

風雅の御遊に、公卿百司も、おのづから振起ありて、各才能を磨かれんには、後世鄙俗の頑習を一洗して、たゞ 聖體の御保養、萬壽無疆の基を成のみに非ず、人心を正しくし、風俗を整ふるの大助とも、なるべきなり、是まで櫻菊の御能は、關東よりの御馳走と承はる、御尊敬の美意は、寔に有がたき御事なれども、主上の御好みと否とあれば、睿感の深淺もあるべし、又四座の分は、禁庭に叶はざる由なれば、妙藝ありてもその詮なく、やゝ事を欠たる所もあり、増て 今上は、一向散樂を好ませ玉はず、近年兩次の御能はなしとき、この經費を移して、行幸の資用とすべきものならん、所司代町奉行御附の武家、御能の勤役を轉じて、行幸の警衛とせば、是又煩劇とすべからず、かくありて平民までも、遙かに鳳蹕の清塵を瞻仰することを得ば、いかばかり有がたき本望なら

草葉集
ん、これ併ながら全く關東の御徳意と存せば、御威光を仰ぐ心も、尙さら深かるべし、かゝる目出度御代なれば、この事を脩舉し玉はんには、千載の後までも、たゞこの御時を景慕して、末世の光ともなるべきものにあらんか、或は往昔鹿が谷潜幸などのことを引て、王者の皇居を出させ玉ふは、よからぬ例などといはんは、右に述る如く、關東より御馳走にて行幸のこと、潜幸微行などとは、類を絶たることを知ず、大亂の世を、極治の代に引合せて論ずるは、本を揣らずして末を齊しくする、岑樓の寸木と謂つべし、

諡號院號の事

○
神武天皇已來、御歷代帝王の諡號は、文德帝の御時に、一時に撰定ありたる由、それまでの稱號は、甚だ冗長煩雜にて、記認しがたき御ことなれば、追號の舉、大に至當の御事なり、然るにそれよりわ

づか三四代を経て、宇多醍醐の二帝は、や諡號の文字に非ず、朱雀帝より始て院號を用ひさせらるゝことになり、地名に院を連用せらるゝのみにて、天皇の文字を廢せらるゝこと、嘆ずべき義なり、その後も折には崇徳安徳光嚴光明崇光稱光帝、又は近き比の明正靈元帝など、諡號立玉へるもあれども、安徳の外は、みな院號に連なれば、佛寺の稱とかはりたることもなし、一條三條二條六條四條など、別して紛らはしく、又後一條後三條後二條などあれば、一しほ混雜したる御事なり、まして院號は、諸侯大夫より、士庶人までも用ることになり來りたれば、帝號も極尊の意かつてなし、勿體なきこととも云べし、必竟は中葉已來、朝廷に文學衰へ、死喪のことは、浮屠に托し、古代の典故、そこゝになりしより、崩壞し來りたるなるべし、今日かゝる聖代、文化興隆の御時節にて、

猶且因循して、後世に模楷するほどのこともなからんは、寔に惜むべきことなり、故に文德帝の例を推て、宇多帝以來、先帝までの諡號を、一時に撰定ありたきものか、それも御代々の事迹を、委しく考て、一々文字を撰定あらんは、事煩はしく、評議も區々になるべければ、幸に中古以來は、年號ありて、海外にては、明清兩朝は、年號を以て帝王を稱し、洪武帝永樂帝順治帝康熙帝など云例あり、是は諡號廟號の外の假稱なれども、それを例として従がひ御一代中にて、長かりし年號、又は諡號に似合はしき年號を用て、諡號に奉つること、至簡至當の御事なるべし、たとへば宇多帝は寛平天皇、醍醐帝は延喜天皇、朱雀は承平、村上は天德、近代にては、元文、寛延、安永、天皇などと稱し奉るべし、又は御一代の内に名高きを擧て、たとへば後醍醐帝には、元弘、又は建武を稱し、その重祚を

孝謙稱徳の例によれば、延元をも併せて稱すべし、年號は重複のなきものゆへ、幸のことなるべし、又は近代は本式に従ふて可なるべくば、明正靈元は既に諡號に叶はせ玉へば、そのまゝ院を去て、天皇とし、その餘を別撰し、この後を、御一代く、別撰と定めさせらるゝ宜しからんか、

年號の事

年號は漢の武帝に始るといへども、周季漢初より胚胎せり、總じて帝王の元年は、即位の初年のことにて、何も吉凶にあづかることなきを、周季戰國の時に、方術禳祥の説に惑ありて、元年と云を祝ひ直して、目出度ことと心得て、在位中に元年を立かゆること起り、漢景帝に及びては、兩度までも改むればまぎらはしきゆへに、中元年後元年などと稱せし、漢武に至りその惑深く、右の例に

てますく、立かゆれば、後には呼やうもなきやうになるべきゆへ、その名號を立て、建元と名づけしより、始て年號定りたりし、元來禊祥の云に足ざることなれども、後世よりは、年代を考ふるに、記認しよく、簡便なることゆへ、長くその制を守ることになりたれ、されども禊祥を離れざるゆへ、天變地妖人事の變などにつきては、必ず改元して、厭勝するの風は、いつの世も替らず、但し千數百年を経て、明清に至り、始てその惑も解たるにや、一代に年號一と定りたるは、是大に簡當のことなり、我邦は李唐の制を取て、大化白雉を始め、大寶以來今に聯綿たり、かの禊祥の風まで存して、一代に數度改元あるも同じ、又神武帝元年は辛酉に當るより、辛酉革命と云ことをいひ立て、必ず改元あることとし、延喜より寛保まで、定式となりたり、その間に改元なかりし辛酉は、永祿四年

と、元和七年のみなり、又甲子の歲を革命と云て、必改元あることとし、康保年より始まり、延享に至り、その間改元なかりし甲子は、永祿七年のみなり、又繼代の實の元年に、改元なかりしも、毎度あり、上下千有餘年の間、改元ありてさして吉もなく、改元なくてさらに凶もなし、一代數號の時も、一代一號の時も亦同じ、禊祥の妄厭勝の誕たること、識者に非ずとも、明かに知べきことなり、何ぶん是は明清の法に従ひ、一代一號と定めたき御事なり、明の興るは我邦の應安元年に當り、その亡るは正保元年なり、その間二百七十餘年にして、明の年號十七、我邦の年號三十八なり、清の興るは、我正保より今寛政まで百四十餘年にして、年號四つ、我邦の年號二十二なり、煩簡の相違かくの如し、又年號の文字は、朝廷に字數の定まりありて、廣く諸書に求むることを禁ず、故に同じ文字

ばかり上になり下になりて、尙更記認しがたし、是はいつの比より定まりたる法にや、察する所、中葉朝廷の大衰にて、翰林の諸公も、文業に明かならざりしゆへ、止ことを得ずして、簡捷の法を設けられたることと見ゆ、今日文教盛んになり、翰苑にも、その人あるに、やはり舊弊を守るは、いかゞなり、廣く文字を求むべきことなり、是も明清の如くに、一代一號になりなば、是までつゝになき文字ばかりを以、號を立ることも、容易なるべく、記認のためにも、別して宜しかるべし、

曆日の事

曆は土御門家の職司なれば、外人の關かり知て、妄りに議すべきには非ざれども、華域の曆を傳へ見に、さして替りたることもなし、必竟我邦の曆は、華曆を受て作りたるものゆへ、今その本に就

て議すべし、總じて曆の肝要は、月の大小をたて、干支をわりつけ、二十四氣を分配し、日食月食をしるし、土用の入二百十日をしらすなどの數項に過ず、その外は一切無用に屬す、八將軍など、いつの時より云出せることにや、曆法にかつて預かるものなし、多分道士の方の名目にてもあるんか、一向無稽の妄談なり、世に中段と稱する、建除の名は、曆法に古く見へたることなれども、是又甚だの曲説にて、その外下段と稱する吉日凶日、みな言に足ざることどもとす、又方角の開塞を云こと、大に世間の害をなす妄誕なり、さなきだに天下愚昧の民、惑やすくして、曉しかたきに、曆書にしかとかきあらはし示すゆへ、ますます、惑の深くして、一向に曉されぬことになりゆくなり、嘆ずるに餘りあることなり、先王の四誅の一つに、鬼神時日を假て、以て衆を疑がはすは、殺とあり、今

の曆書の八將金神は、鬼神をかり、中段下段は、時日をかり、皆以て衆人を疑惑せしむるの尤なれば、まさしく先王の誅を犯したるものなり、實に深く制禁を加へ、大に曆書を改めたきものなり、まづ卷首の八將軍の所を、残らず削りすて、碁年三百六十日、一切是吉、晝夜百刻十二時、未嘗有凶などと大書し、つまびらかにかなづけをし、その旁に、天下の人、その家の親先祖の、年に一度の忌日を凶日として、吉事を行ふべからずなど、ことほりがきあるべし、あとは毎月の干支大小二十四氣土用日月食など、年分入用のことのみにして、餘事をさらりと削りたらば、淨潔の曆書なるべし、唐太宗出陣の時に、或人諫めて、今日は往亡日とて、甚不吉の日なり、延引あれかしと云しに、我往彼亡ぶるとて、すぐに軍を出され、果して勝利ありし、關ヶ原大戦に、關東御出陣の時、或人請て、今年

西方塞がりなれば、方違をして出させ玉へといひしに、西今まさに塞がるゆへ、我往てこれを啓くなりとて、たゞちに門出し玉ひ、目出度御代となりたり、明君英主の識見、前後符合と云べし、天下の大事さへかくの如し、況や細民の行事に、何の物忌泥滯を費すべきや、今の曆に、由なきことを考へ示すより起りたることなり、返すくも苦々し、凡そ天下を宰する人、かの英明の迹を追て、天下の惑を祛くことを、務ざるべけんや、昔大坂古林の元祖見宜は、名醫の譽高し、或人見宜に向ひ、灸をするに、惡日あり、又禁穴ありと云ことをきく、然りやと問しに、隨分きつとあることなりと答ふ、素人にてても覺へをかるゝほどの事にやとゆふに、いかにも覺へやすし、惡日禁穴たゞ一つづゝなりとあれば、然らば何とぞ授られたしといふ、見宜襟を正して、その傳授は、年中にて灸すま

じき日は、正月元日、身内にて灸すまじき所は、眼玉なりと答へし、卓見と云べし、一技にても妙を得たる人は、見所の超邁、天理に明かなること、かくの如し、まして司天の職にて、天地陰陽の理を究むる身を以て、その拘泥執滞して、理に通ぜず、萬人の惑を懲慝するは、いかなることにあらん、但し右の淨潔の曆、もし行はれたらば、愚民は當分目あてを失ひ、茫然たることに思ふべけれども、十年つめて行はれたらば、その内に疑惑は大に啓くべし、されども千載を経たる宿惑にて、上は雲上より、下は閭巷まで、中々解かね、かれこれさしさはり、行ひがたきことあるべし、故に今日より、即時に改むべしと云には非ず、この意を含みて、年數の後に、勇改の機會、必ずこれあるべし、故にまづこの義をのべおくなり、序ながら今一ついはんには、彼岸と云こと、民間より出たる甚の俗事に

て、曆學にあづかることなし、東鑑にも彼岸のこと見へたるゆへ、よほど久しく云習はしことなれども、必竟は説經者より出たることなり、昔し説經の僧徒、村邑を廻りて、此岸より彼岸に至るの佛意を、勧めありくに、多くは春分秋分の、寒暑を離れて、旅行もしやすく、又民間にて、春はたな物を取り出し、秋は稻綿など物成のある比を、主として廻りたること、例年なるゆへ、農人も春種秋穫の比、いつも彼岸を説勸る坊主の來る時分なりとて、目當にし、春の彼岸秋の彼岸と云ならはしたるなり、今は僧院に彼岸會と云を設けて、人聚めをするより、人の出よき時節ゆへ、都會の地など別して男女雜選することにて、説經者の廻ることはたへたれども、彼岸の名はやはり盛んなる事ながら、曆書は春分秋分にてすみたることなり、但し今日にて、専ら愚民の目當にすることなれば、

姑く曆の春秋分の所に旁注し、今云彼岸の中日としるしおき、二分を今いふ彼岸の如く、萬民よく覺たる上にて、旁注を削り去てよし、往年の曆に、このたび彼岸を、二分より幾日すゝめる退くるなど、旁注のありたることありし、いかなることにてや、彼岸は云に足ざる名稱にて、何も測候して進退を論ずべきものに非ず、又彼岸を七日と定めたるも、僧言より出たるなり、天竺の法は、上下四方中と立て、七數あるより、何事も七を以て紀とするなり、それゆへ彼岸も、七日と限りたるなるべし、これあに曆算に干涉あらんや、

○
正朔は一王の制にて、唐虞の際、義和の曆象よりこのかた、王政の一重事たり、周室に曆を諸侯に頒ち、國々にて告朔の禮あるなど、民時を重んずるの至要たり、我邦古代のことは、くだくしく云

にも及ばず、今日に至り、土御門家を以これを統られ、關東にて司曆の御設けも、土御門の門人として、事を行はせらるれば、これ以て天下御代官の御心にて、元より間然なかるべき御事なるべし、但し伊勢曆三島曆など云類、やはり關東司曆の命を受けて作ることなれども、その地にて各自に造り出して、天下に布ことゆへも、し愚の所謂淨潔の曆の行なはるゝ時節も至らば、他より出る曆を、一切に堅く制して、舊を捨て新に就しむべし、官曆いかほど淨潔になりても、他曆に舊態存すれば、世間にては却て官曆を疎略とし、他曆を詳密と思ひて、宿惑つゝに解べからず、何とぞ蜻蛉州中に、日の吉凶方の開塞、此方木を斬ずよめとらずなどの妄誕、地を拂て絶果るやうにありたし、薩摩は昔より別に推歩して、一國に用ゆる曆を造らるゝよしなり、是は極西南の地にて、北極出地

度、晝夜の刻限、日食の分數など、少々の差異もあるゆへのことなり、尤も是も土御門の徒弟として、別に門戸を立るにてはなけれども、侯國にて造曆とあることは、まづいかゞしきことなり、その上さきに薩曆を閱せしに、晝夜刻限の外は、何も官曆と替たることなし、是まづ空疎なることなり、さて日の吉凶の名目同じからずして、その數も甚多きやうにをぼへたりし、是は又拘滯の益甚しきものにて、人の惑を生ずるも更に多く、別して無用の長物なるべし、尤も一國ぎりにて、外へ傳播はなき曆のことにてはあれども、同じく土御門より受たる法に、異同あるべきやうなし、何とぞ是らを以て、禁切の方あるべきものにや、

皇子皇女の事

○
當代に四親王家を建置せらるゝは、繼統の御備へ、天か下に於て、

最第一の切要にて、今もその驗し顯然たる御ことなり、さりながら年曆を経るに隨ひ、屬藉も次第に遠くならせらるれば、數百千年の後、又繼統の御事など有るとき、同じ天潢の派と申せども、遙かに隔りたる上にては、恐ながら神人ともに安んぜざるものあるべきか、まして現在の四宮も、一宮は無主とならせらる、後々時節の變を揣れば、四宮も打揃ひ生育の乏しき御ことあらせられまじきにも非ず、かたゞ以て追々新たに、宗室の設けはなくて叶はざる御ことならんか、萬代無窮の御ことなれば、後々末々までも、杞人の憂を貽さることを得ず、一概には云がたけれども、先は尊貴の御身には、字育の廣からぬこと多きものなり、然るを中葉已來、法親王門迹のこと起り、攝關の御家にて、准門跡の事始まり、たまゞ多くの皇胤貴族の連枝おはしましても、みな自

から繼嗣を絶せ玉ふやうになれば、廣きも却て狭くなり、狭きはいよ／＼ますます／＼狭くなりゆくこと、寔に浩嘆大息すべき御ことなり、此事數百年來、朝廷の典故となりたる故、大弊と知ながらも、因循して過れば、いつの時何の機會を待て、更改すべきの端緒もあるまじ、豪傑の資、超邁の見を以て、處置あらんには、斷然として今日よりその制度あるべきものか、異目螽斯の化、皇胤振々の時ありて、遽かにこれを議せんは、却つて障ること有まじきに非ず、今そのことかつてなきに及んで、制を設けおきたき御ことなるべし、故に窃かに愚意を述て、かくもあらまほしと思ふことを、いかばかり恐れ多きながらも、試に左にしるしおくといふ、皇胤を弘め、懿親を封建すること、殷周の昔より、國家の切要となりたることなれども、嬴秦に至り、戰國に懲て、宗室に尺土の封な

く、西漢は又是に創て、大封を行ひ、尾大掉かずして、賈生の慟哭を招くやうになり、その後も制度さまざまにて、節量に過れば、唐宋の宗室の子孫、飢寒を免かれざるに至り、明は宗室の廩給にて、國計匱を告るに至れり、みな大過不及にて、制度の宜しきを得ざるなり、近く清國になりて、是等の法、よく整ひ、親疎に従ひ、厚薄の要を得たりときく、その詳かなるは、いまだ考へ知ざるなり、我邦にては、嵯峨帝に廿餘人の皇子ましますに、王朝隆盛の時なれども、帝の睿明恭遜を以てや、四皇子親王宣下の外は、封邑を累ね、府庫を費すを厭はせ玉ひ、みな姓を賜ひ、臣籍に列し、出身の初は、六位に叙せられしなど見へたり、仰ぎ崇ぶべき御事なり、今日の時宜を以て、和漢古今を打合せ、試に制度を一つ設け見んには、この後の皇胤、儲宮の外は、成童までは、宮中に奉育し、成童以上に親王宣

下あり、新宮とし、封戸料千石と定め、二代目諸王に八百石、三代目姓を賜て、臣藉に列せられて六百石、四代目四百石、五世親盡て二百石とし、是を永代の定祿と立べし、もし御連枝數多ましますれば、嵯峨光孝の御例に従ひ、二三親王の外は、初より姓を賜ひ、臣藉に列し、初祿八百石、親盡るを百五十石とし、或は生母貴からず、軽く撫育し奉りしなどは、六百石に起り、五世百石に止るもあるべし、さて養子繼續のことは、互に新舊皇族の内に限り、他族には禁あるべし、その廩祿の總計は、試にまづ御一代に十皇子と立てても、千石以下打交れば、高々七八千石のことなるべし、又皇子皇孫の庶子に、一二百石の祿を給せられ、小宗を立てても、通計一萬石にて事足ぬべし、國家の大計を以は、少々のことにて、洪費とするには足ざるべし、又は法親王の空宮となりたるもあれば、その祿の内に

て、その下の僧官に給する分を量り留め、その餘を引上げ、右の千石の數に、餘るは減じ、足ぬは増て、新宮に給し、その家司をばそのまゝ、移して用ひられ、法宮の出來たるとき、還附ありなば、尤簡便のことなるべし、但し右に設けて云る、皇子の數に泥み、かくの如く數代を累ねば、廩給も夥しき事になるべきなど、出納有司の論もあるべきか、皇胤果して然らば、何より以目出度ことにて、その處置はいかやうにもあるべきものなり、たゞ生育はせんぐりに盛衰ありて、同じ調子にはゆかぬものなり、試に平安定鼎の昔、王室隆盛の時に反し觀に、その十數代間、生育も蕃くおはしまし、又皇子の披剃も、風を成ざる比ながら、その子孫の蕃滋とて、さまでのことも見へず、又その處置も宜しくして、明季の宗室の、天下の財粟を病したるやうの事も見へざりし、始を原ねて終りに反せ

ば、生育のこと、此後とても亦然るべし、故に政を爲には、天下後世の爲に、皇胤の廣を慶して、たゞ力を處置の宜しきに悉すべきのみ、豈その處置の宜からざるを問はずして、却て皇胤の廣を患ふべけんや、勿體なきことなるべし、

○
皇子皇女の出家を遂させ玉ふこと、その來ること已に久し、今の京になりても、はや千年に及べる故實となりたり、されどもその初は、或は病に因て披剃し、又は事故に感じて遁世し玉ふの類にて、その時佛法盛んに行はるれば、皆心より發起の事なり、その可否は姑く是をおく、既に甘心の上は、強て論ずるに及ばず、後世は門迹尼御所など次第に多くなりたれば、皇胤は廣くても、中々引足ざるほどなれば、親王家より御養子として、すわらせ玉ふことなり、それにてさへ御無住の場所、追々出来るゆへ、皇胤は儲宮の

外、親王家は冢子の外は、皆御幼歳より、夫々の門主の御附弟として、悉く出家に定まり、このこと永く國家の制度となりて、その甘従と否とは、問にいとまあらず、今日にては、諸皇子皇孫皇女の處置は、出家より外にはなきやうなる姿に、なり來りたり、自然の勢の然らしむるにや、攝家の准門跡も、是に類するものなり、愚はかねて窃に思ふに、人間に於て、上もなき御身と生れさせられ玉ひて、人世の娛樂は、十分なるべきことなるに、人道をもしろしめさず、服飾の望み、飲食の欲も、絶棄させ玉ひ、子孫の目前を慰め、身後を恃むべきこと、聊もなく、いときびはなる御齡より、心の外の披剃にて、止ことを得ず世を厭はせ玉ふことと、成長の上にて思し召んは、限りなく痛はしき御事なるべし、されども既に法門に入せ玉へば、戒律は嚴重ならざる事を得ず、萬一破律の事ありては、

其罪も輕しとせず、是も餘義なき御ことなるべし、旁以て時節もありて、右に列する如くありなば、その御方々に於ては、降心安意これまたいかばかりなるべき、伊尹の志にては、四海の内に、一夫所を得ざれば、市に撻るゝが如しとあれば、伊尹の志す所を志とせられん地位に在て、かゝる貴人の所を得させられざるに於ては、その勞心苦志いかんとおし量らるゝと、恐れみかしこみて、窃かに嘆ずるなり、

○
法親王門迹のことは、右に論ずる如くなれば、追々停廢ありても宜しきものなるべけれども、無て叶はせられざるは、日光なるべし、次に仁和妙法聖護などの顯然たるは、是も遽かに廢せられかたき勢あらんか、是に因て窃かに思ふに、日光は元來神廟にて、佛宇に非れば、浮屠氏を以て主管あらせらるゝは、義の至當には非

ず、そののみならず、兩部は後世に起りたること、日光に於ては唯一なるべき御事なれども、是は始より止ことを得させられざる勢ありて、かくなり來りたることにて、今さら改めがたきものならんか、何ぶん主管に在ては、日光の何々など、職名を一つ設けて、眞の親王にて領しさせらるべき御事なるべし、眞の親王にて、祀典を擧させられれば、益東關の御榮なるべし、又東人のつゐに上國を見ざる人、常に冕衣裳の光華を仰ぎ望まれば、圓頂方袍の姿と、方外に見なすとは、大にちがひ、宮を敬する心も厚く、是に就ても、更に御威光の盛なるを知べし、尤一代切にて、他の皇子と替らせ玉ふは、是までの如くにて、二代目諸王は、京師に歸住あらせらるべし、もし時の皇胤廣からずは、日光は格別の御ことゆへ、二代目までは、禁裡御猶子にて、すぐに受け繼せ玉ふとも、三代目よりは、

必姓を賜はり、歸京あらせられ、他の親王家の如くなるべし、但し他よりは、大祿の御迹の事ゆへ、歸京の初祿を、親王に准じ、後嗣追々の減殺も、その順になりて、然べからんか、又窃に思ふに、中古は優婆塞の宮と稱するあり、俗にして僧に類し、世に在て世を出ると云なり、この例に據て、停廢しがたき門主は、みな優婆塞にて、親王宣下ありたし、有髮にて、髻ばかりを拂せられ、その寺の佛事の時のみ、禮服潔齋にて、事に臨ませ玉ひ、他は常の親王家の如くなるべし、正配は有まじきことなれば、姬妾のみ召おかれ、尤一代切にて、必ず時の皇子、又は他の親王家より受繼せらるべし、もしその人なくば、暫く無住たるべし、先宮に御男子ありとも、是は別に立て諸王とし、直に先宮の後を、繼承はなかるべし、門主はもと一代切の筈のことなればなり、その諸王は、何事も新親王家に准じ、

門迹御家領の高きは、八百石より起り、御家領の低きは、それに従ひ、或は六百石四百石より起り、代々減殺の差等、並に姓を賜ひ臣藉に入の次第、みな前に准ずべし、但し優婆塞の宮の、格式萬端は、常の宮よりは、一等を降り、平生に皇族より競望のなきやうにありたし、それゆへ門主の御家領も、逆のことに、御代替りの時に減損し、千石以上のなきやうにありたきものなり、追々新たに親王家を立させらるゝになれば、みな平等に千石を限り、と、官より定めさせらるゝに、否やはあるまじきことなり、但門主は、下に院家などの寺々多く、それにも御家領の内を配分するもあるべし、もし然らば、少しにても御家領の減ずるを、嘆訴すべけれども、それは當分官より別に給せられ、その僧の一代にて、後住を立ず、寺を減少して、彼等の配分の、つもり都合まで、何ヶ寺にても追々減ず

べし、僧はもとより一代切の者なれば、跡のかまいはなき筈のことなり、然れば一統千石に減じて、も、官方の御まかなひに於ては、いさゝか替ることあるべからず、一通りにては、行はれかたき勢も見ゆれども、是を以て考ふれば、容易のことなるべし、是又異端の盛焰を、抑損するの一大機括ともなるべきものなり、猶是には深意あれども、姑く異日をまつ、

○
皇女降嫁のことは、古代より定まりたる例にて、華域にて、帝乙の妹を歸するより、歴代帝王の公主みな然り、中んづく唐太宗の公主の、王珪の子に降嫁ありし、舅姑の禮を正しくし、尤も美事と稱す、此類外にも見へたり、我邦にても、皇女入内の外は、内親王宣下ありて、伊勢加茂の齋宮齋院に立せ玉ふもあれども、大氏はみな群臣に降嫁ありしことなりしに、中古より、前條に述る如く、尼と

ならせ玉ふこと次第に多くなり、後世尼御所のみ相増て、御幼齡より尼と定まり玉ふこと、前條に見へし如く、洵とに嘆ずべきの甚しきなり、殊に女人は貴も賤しきも、首飾衣裳を、生涯の一樂とするることなるに、何の感悔發起もなく、緑の髪をおろし、墨の衣に身を終らせ玉ふは、是のみにても、いかばかり痛はしき御事なるべき、近世にても、親王家攝家までは、降嫁の例少なからず、されども、この二家に止まる故、雀屏の選みその人に乏しく、おのづから尼御所の方多くなりたるなるべし、今その選みを廣め、降嫁の禮を定め、親王家攝家は云に及ばず、華族以下までも宜しきに従ひ、武門は御三家御三卿、又は御家門の大侯までは、苦しかるまじきか、さて神の御末とはいへども、既に降嫁あれば、唐の太宗の芳躅を追て、舅姑夫妻の禮儀を正し、堅く婦道を守らせ玉ふべし、さ

あれば主に尙するを願ふ家も多かるべし、かくあれば、尼御所は天下の長物なれば、こと／＼に停廢ありて、宮址は火よけの空地となしおくか、又は農商に配分し、家司の分、みな親王家に移すべし、廩祿は官に收めて、降嫁の装奩の資とすべきものならん、凡そこの皇子皇女の處置、大氏この姿なることにあらんには、天理に於ても、人情に於ても、恐らくは至當の義なるべし、

公卿百官の事

公卿以下の祿、上古は口分田、位田、職田、食封、功田などの制度ありしこと、大寶中の令に見へたり、口分田は、口を計り田を受る、人ごと二段、女は三分の一を減ずといふ、上は太政大臣より、下は奴婢まで、均しく受るなり、位田は正一位八十町にて、今の見穀二千石に當る、從一位七十四町、今の千八百廿石、正二位六十町、今の千

五百石、從二位五十四町、今の千三百五十石なり、職田は、太政大臣四十町、今の千石、左右大臣三十町、今の七百五十石、大納言二十町、今の五百石なり、食封は官にも位にもつきてあり、太政大臣三千戸、今の六千石、左右大臣二千戸、今の四千石、大納言八百戸、今の千六百石、正一位三百戸、今の六百石、從一位二百六十戸、今の五百二十石、正二位二百戸、今の四百石、從二位百七十戸、今の三百四十石なり、功田は、人により事によりて賜はるゆへ、定數なし、たゞ大功は世々絶ず、上功は三世に傳へ、中功は二世に傳へ、下功は子に傳ふるを以差等とする由なれば、姑く功田をさしおき、その餘の三田封戸の高を、今の石數にて計り見るに、正一位太政大臣には、まづ口分田を一家五百口と立て、百町なれば、二千五百石なり、さて位田、職田、食封を合せて、總計見穀一萬二千石餘なり、從二位大納

言、一家二百口として、口分田千石に、位田職田食封を合せて、見穀四千八百五十石なり、これ其大略にて、その餘の差等、推て概知すべし、さて今の京となりて、隆盛の餘り、大權藤氏に移りしより、封戸盛んになり、又庄園のこと起り、或は上より賜はり、或は豊富に乗じ、買集めて私領とするより、搢紳一統に華侈を極め、遊衍を専らとし、三風十愆、集り競ふやうにのみなりゆき、源平の亂に及んで、王室始て衰へしより、鎌倉室町を経て、式微日にまし、應仁の版蕩に、大内の供御さへ給せぬほどのことなれば、京畿王宮の邑は、みな武人豪族の侵奪する所となり、公卿以下、往々離散し、外藩に寄食し、大内氏周侯の滅し時、命を併せられしも多く、苦々しきことなりしに、織田氏に至り、京畿を平治し、頗る朝典を振起し、朝士の廩祿も支給ありしかども、事なを草昧にして、いまだ周備せず、豊臣氏

興りて、その功を繼、その事を完ふせられ、諸搢紳その家世閥閥にて、祿の甲乙も定りたれども、その中には、その比強壯にて、専ら勤仕ありしは、祿も厚く附て、幼弱又は多病にて、勤仕の勞なかりしは、祿も薄く定りたるもあるべし、是は勢に於て然るべきことなり、御當代は、この成規を承繼せ玉ひ、慶長季年に、尙又祿爵の御沙汰ありて、永制となりたり、是も大氏は、先規に違ひ因せられ玉ひて、損益する所知べきものならんかし、既に永制となれば、家祿に於ては、賢にても増加する所なく、不肖にても減少することなし、萬代無窮の定めなれば、かくもあるべき御事なり、但し泰平日久きに付ては、朝士の風おのづから頽弊し、行誼才學あるは、晨に向の星にて、浮靡放逸なるは、風に従ふの葉なるべし、さて又定祿を恃んで、賢にても増加なきの勤仕をせんよりは、不肖にても減

少なきの遊惰に従はんとの心にて、日に曠蕩に就せらるゝの勢と見へたり、又みな華胄名族、格別のことゆへ、萬一罪科ありて勅勘配流のことありても、罰は當身に止まり、その家に於ては別條なし、これ天恩の廣慈なれども、それゆへ是を恃んで、又怠傲を啓くやうにもなりゆくか、何ぶんこの風を齊整せざれば、京師の根本淨潔ならず、又しても朝憲を犯し、國制を亂り、糺正の勞を武門に貽し、げには皇威を損ずる方にもなりゆくべし、苦々しきことなり、是に因て思ふに、古の位田職田封戸は、今變じて家々の常祿となりたれば、そのまゝなり、外にかの功田を再興し、家祿に應じ、功の大小を照し、五石十石より、段々差等を立て、三百石に止り、廩米を以て田にかへ、官より追々支給の備あらせられ、さて措紳中の朝に立て、謹恪純良、衆人の模楷となり、或は家に在て孝弟恭儉

にして、閨門肅穆し、或は才學優長、詞藝俊秀なる、或はその家業の學問才藝、精熟英發せる類、一時の公論を合せ考へて、功田を賞賜ありなば、風動する所盛んなるべし、その不肖なるは、姑く置いて問ざれば、おのづから觀感激勵する所ありて、次第に善に遷り過を悔て、舊風は一變に至るべし、所謂舉直錯諸枉、能使枉者直もの、これなんめり、さて初年は見在に就て、論定て賞せらるべけれども、その後は、古代の如く、三年に一考、九年三考を待て、賞あるべし、一身にていく回賞を累ぬるとも、當身一代にて、跡は定祿に復すべし、又末の朝士、廩祿の至て薄少なるは、平日勤仕の章服さへ辨じかぬべく、一家の生計を、如何謀らせらるゝやと、怪しきまでに思はるゝあり、故にその冠昏死喪など、不時吉凶の須め、一向出る所なく、寔とに痛はしきことなり、其人賢なるは格別なれども、大や

うはさせることもなければ、困乏にて心も鄙しくなり、かの窮するこゝに濫すると云にて、さまゝ宜しからぬことのみ出来て、大に風習を敗るることになり來りたり、この分は、隨分吟味を加へ、寸長微善にても、采録し、三考を待ずとも、少々の功田を支給ありなば、涸轍を濡すの公恩、洪大にて、風習を挽回するの効も、尤も速かなるべし、その大要は、年々に千石内外を出すに過ずして事足ぬべし、費す所さまでのことなくて、その益を得ること莫大なるべし、

○
堂上元服の式は、古代より禮儀嚴重の事と聞及べり、然るべき御ことなり、されども悉く幼齡の日に行はれて、十歳以上總角なるは罕なりときく、それにては古禮の幼志を棄させ、成人の禮を責るの意は荒矣と云ものにて、然るべからざるの甚きなり、是他な

し、堂上は家々に、官位の先途ありて、段々昇進に、年曆もかゝることゆへ、その急ぎより、元服を促さるゝなり、これは奔競の態にて、風を敗るの端を啓くなり、何とぞ司馬溫公の、十五以上、孝經論語に通ずるを待といへるに、依べきことなれども、今日の勢は、童形の身にて、それほどの業には及がたかるべければ、たゞ素讀手迹一通りかたもつき、その家々の學問技藝の山口も、啓けたるほどを見合せて、必十五以上にて、元服の儀あらせられたきものなり、五年七年、先途の遅きとて、是何の管することのあるべき、況や今日、聖明の朝に、遭遇せる諸搢紳なれば、子弟の幼弱より、教育の法宜しく、成人の上にて、行義才學揃はせられれば、先途の昇進も、おのづから速かなるべし、是は昇進を速かにせんとにては無れども、所謂祿その中にあるなるべきのみ、是等の正道のことを務

ずして、たゞ一むきに、元服をのみ急がせらるゝは、恐くは苗を助けて長ずるなるべし、

○
婚禮は人倫の始め、邦家の基にて、甚だ大切の事なるに、我邦にては、いかゞの故にや、古來雲上に於て、婚姻の禮はたへて見へず、大寶の令條にも、嫁娶の式はかつてなし、至尊の配に、皇后中宮册立のことは、正しけれども、その初を要すれば、墻茨のはらひがたきに出たるも多し、況や宗室群臣に在て、帷簿の修らざること、一切の風習なり、今の京となりて、朝廷隆盛の間は、聘唐の命相繼て、何事も唐禮を受行はせられ、典章文物、彬々たることなりしに、婚禮の式のことは、何の沙汰もなく、舊風ますく盛なることにて、伊勢源氏空穂竹採等の諸草紙は、往々寓言假托に出たるものなれども、その時世の風を摸寫するは、みな信にして、徴ありと云べ

し、和歌の専らに行はれしも、この故のことなり、紀祕書の古今集の序に、嘆息を發しおかれし、まさにかゝりにありて、其風つゝに朝廷の衰細までに及びたり、その後喪亂、久しくして後に定まりたれば、事一變して、誰始むるともなく、朝紳間に婚禮の儀起れり、或説に、慶元間の官命に出るといへども、御式目には見へざれば、そのいかんを知らず、その後追々武門と婚を通ぜらるゝに及び、公武打まじへ、ますく式も定まりたるやうに見ゆれども、たゞ家々の仕來りと云やうにて、今に雲上一統の通式ありとは聞へず、總じて儀文制度の備はりて、天下の根本となる朝廷に、この事のみ闕如たること、洵とに惜むべし、只今堂上にて、互に嫁娶あるは、本より父母の命、媒妁の言にて、聘すれば妻といふにまがいはなきをも、朝士の間にて、是を稱するには、誰某の娘を御竊みと云の言、

今に存するよし、大に義を害することなり、何とぞ奏議を経て、禮官に勅あらせられ、先王の古禮を斟酌し、今日の式に取合せ、朝廷の永制を立おかれたき御事なり、これ治定りて禮を制するとある、遺意にも叶ふべきものなり、

○
堂上は高下を問はず、何れも門地名望、格別のことにて、みな凡人の種ならねば、系譜に於ては、尤も重んぜらるべき御こと、養子の節、他姓よりの相續は、あるまじき筈なり、既に元和元年御定め、公儀御式目の、禁中并に公家衆法度十七條の内にも、養子者連綿、但可被用同姓、女縁其家督相續、古今一切無之事との旨見へたり、然るに承平已來、如何のことにてや、他姓の相續、彼是と起り、今の三事のアたりも、或は然るかなれば、是は草野のあづかり議すべきに非ず、何ぶん是までのことはそのまゝ、この後を再たび禁ぜられ

たきものにてや、

國家制度の事

○
凡そ祖宗の制度は、後世謹み守て、猥りに變ずべからざること、元よりにて、王安石の新法を以て、宋の世を傾けたる類は、後世繼統の君の、大に懼れて深く戒むべき所なり、されども祖宗の時、深慮遠圖ありて、著はして永制となりたるあり、是はいつまでも遵守あるべきことなれども、又は權宜の制にて、當分に定まりしを、後嗣そのまゝ、受繼せられて、永制となりたるもあり、又は舊來の風習は、草昧の間に俄かに變じかたく、まづそのまゝに立おかれ、治平の定りたる日を待せらるゝ、思召ながら、その姿にて年を経れば、何となく永制となりたるもあるべし、後嗣に在ては、その守るべきは、隨分堅く守り、今日にて又宜しきを揣るべきは、祖宗の

意を體して、改革する所あるも、亦よく志を繼と云べし、但承平の
日には、因循はしやすく、改革はしがたきものなり、まづは改革な
くても、諸事穩かにすみゆけばなり、且又俄かに變更する所あれ
ば、四方の觀聽を駭かし、人心も動搖せんかと恐れありて、まづ見
合せて、折もあるべしとて、延引すること多きものなり、この折も
あらんくとして、今人は後人に譲り、後人は又後人に托するやう
になりゆくは、太平の世の、優柔不斷の習弊にて、つゝみには泰より
否にゆくの基となることにて、畏るべきことなり、今はたかゝる
文明の時に當り、徽猷善政、日に新たに月に盛んにして、海内目を
拭て感戴すれば、舊來の制度に於ても、祖宗の意を體して、追々宜
を量り、變革の善美を盡させ玉ひ、數百年の後よりも、たゞ此御代
を景仰儀刑するやうにあらせらるべき御ことなり、されども變

革は大功の義にて、事に大小あり、勢に緩急あり、急にして小なる
は、目前に施行すべけれども、緩にして大なるは、歲月を積て、人心
悅服の上に、漸を以施行すべし、故に革の卦に、已日乃孚を示され
たり、その六二の爻の辭に曰、已日乃革之、征吉无咎と見へたり、そ
の程傳に曰、以六居二、柔順而得中正、又文明之主、上有剛陽之君、同
德相應、中正則无偏蔽、文明則盡事理、應上則得權勢、體順則无違悖、
時可矣、位得矣、才足矣、處革之至善者也、然臣道不當爲革之先、又必
待上下之信、故已日乃革之也、如二之才德、所居之地、所逢之時、足以
革天下之弊、新天下之治、當進而上輔於君、以行其道、則吉而无咎也、
不進則失可爲之時、爲有咎也、善かな經の言傳の旨、字々句々、變革
の要に中らざるはなし、又今日少主賢輔の御時節を考ふるに、泰
の九二の爻に的當せり、その爻辭に曰、包荒、用馮河、不遐遺、朋亡、得

尙于中行程傳曰二以陽剛得中上應於五五以柔順得中下應於二君臣同德是以剛中之才爲上所專任故二雖居臣位主治泰者也所謂上下交而其志同也故治泰之道主二而言包荒用馮河不遐遺朋亡四者處泰之道也人情安肆則政舒緩而法度廢弛庶事無節治之道必有包含荒穢之量則其施爲寬裕詳密弊革事理而人安之若無含弘之度有忿疾之心則無深遠之慮有暴擾之患深弊未去而近患已生矣故在包荒也用馮河泰寧之世人情習於久安安於守常惰於因循憚於更變非有馮河之勇不能有爲於斯時也馮河謂其剛果足以濟深越險也自古泰治之世必漸至於衰替蓋由狃習安逸因循而然自非剛斷之君英烈之輔不能挺特奮發以革其弊也故曰用馮河或疑上云包荒則是包含寬容此云用馮河則是奮發改革似相反也不知以含容之量施剛果之用乃聖賢之爲也不遐遺泰寧之時人

心狃於泰則苟逸而已惡能復深思遠慮及於遐遠之事哉治夫泰者當周及庶事雖遐遠不可遺若事之隱微賢才之在僻陋皆遐遠者也時泰則固遺之矣朋亡夫時之既泰則人習於安其情肆而失節將約而正之非絕去其朋與之私則不能也故云朋亡自古立法制事牽於人情卒不能行者多矣若夫禁奢侈則害於近戚限田產則妨於貴家如此之類既不能斷以大公而必行則是牽於朋比也治泰不能朋亡則爲之難矣治泰之道有此四者則能合於九二之德故曰得尙于中行言能配合中行之義也尙配也これ又字々句々今日の實際要務に非るはなし凡そ愚の呶々せんと欲する所のものこの二卦の傳已に盡して復餘蘊なし愚の上文に條陳する所又はこの次に追々記せんと思ふことみな此意より推及ぼすなりこの卷はもとより人に示すものにはあらねど試に或人の駁を設けていは

んに、改革の建議は、何にもあれ、この泰平無事の日にあたりいらざることにて、賢知をもて自から居り、又下して上を議し、事を好んで舊章を紛更變亂するの罪を得べしなど、きこへんは、是愚の剪陋、ふかく恐懼をいだくの肯綮にあたれども、總じて何事も舊法に因循して宜ければ、今さら何も建明すべきことなし、聊かも建議すれば、改革に及ばざることを得ず、是は罪を得とても、辭すべからざるものあるか、又は駁して、草昧の時なれば格別、もはや二百年に近き承平の日に、假令理に中りたることにても、改革は宜しからず、時既にをくれたり、かつ又祖宗を非とし、先代にまさらんとするの病ありなどいはんは、然らず、凡そ草昧の時は、臨時權宜の制多く、永制は遽に定めがたきものなり、魯の兩生の拘滯ながらも、百年治定て禮を作ると云て、叔孫通に與せざりしも、

一理なきには非ず、武王の聖を以てさへ、禮を制し樂を作り、一代の制定を定むるは、成王の世に當り、周公の手に出たり、あに時おくれたりと云べけんや、又成王あに武王にまさらんと欲すと云べけんや、漢にて文景の間よき時節に當りたれば、賈生も力を極めて是を論じたりしに、文帝の謙讓不遑とありしは、美德はもとよりながら、一つは藩王より大統を承られ、間もなきゆへ、遠慮の深すぎたると、又は質美にして學の到らざるとにもよるべし、遺憾なきに非ず、景帝の時は、改革のしかた宜しからずして、七國の反を引出せり、それは處置の宜からぬの罪にて、改革の罪に非、當御代は萬世無窮の御ことなれば、二百年の星霜も、久しからぬにはあらねども、千歳の後より今を見れば、隆治の山口とも云つべし、往時寛永寛文の間は、休明豊富の運、實に漢の文景の時に似た

れども、打つゝき早く御厭代の上に、名臣良佐の、一時に傑出ありしも、文教いまだ開けざる故に、聖學を明かにし古今に通ずるの器識を得させられざりしこと、これ時運の然らしむるにて、あながちに備はるをその人に求むべきに非ず、何ぶんその機會のいまだ到らざりしなるべし、今日は享保年御中興の餘烈をうけ玉ひ、大有爲の時にして、大有爲の人いませば、その施爲のやすきは、屋上建瓴の勢とも云べく、實に千載の一時なるべし、されども愚の陳列する所、妄に逐一施行あれかしと願ふには非ず、是又時を量り宜きを揣るの權あるべく、又閭閻の底より、廟堂の上を擬議することなれば、頗る齟齬して、愚慮の外に、支障することもあるべし、是は云に及ばず、たゞ大有爲の人の、揀擇取舍せさせ玉ふにあるのみ、

宗廟の事

○
我邦は、王室にても、古來たゞ陵園の式備りたるのみにて、廟制の定めは聞へず、令條などにも絶てなし、中葉已來は、山陵もたゞ佛寺に寄寓して、別の設けはなくなり、今は泉涌寺に、數十代の塋域、纍々として列し玉ひ、その寄寓の寺をさして、廟所とし玉ふやうに見ゆれども、四親廟祧廟の差別あるにも非ず、武門も是に准じて、一向さし定りたる制度を聞ず、鎌倉は一再傳にて亡たるゆへ、もとより論に及ばず、室町は等持院中に、今一字ありて、十三代の塑像を安置せり、別に祖廟の設けもなく、昔は一廟一主なりしや、又はやはり今の如く同殿なりしや、何ぶん迭毀の制はなかりしと見ゆ、十世を過ても盡く祀ると云は、天子の制にもなきことなり、當御代は、祖廟の御設け、尤も顯嚴を致させ玉ひ、奕世の廟制も

備はりたる御事ながら、祧制はいまだ行はれず、是は當初は御入用のなきことゆへ、後世子孫の建議に托し玉ふなるべし、萬世無疆の御事なれば、いづれこの御定めなかるべからずして、今日などは、もはやその時なるべし、明君享保録に、享保御代始めの上意に、兼て仰せ置れけるは、凡天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟と、禮記にあり、然るに當家既に上野井に増上寺の廟所、七廟ありて、天子の如し、是武家の法に過て、聖人禮記の心に叶はず、然れども有來りたるを、毀ち仕廻ん様もなし、唯々當時日本の禮義、華美になりて、禮義の眞實に叶はず、予今にも相果なば、東叡山の常憲公の御靈屋と相殿にすべしと、上意遊ばされしと見へたり、これより同殿の制興り、今日に至れり、元來七廟のことは、思召に叶はせられざることながら、御謙讓の美意にて、祧毀にも及ばせられず、

○
權時の制を以て、同殿の定を創せられ、その已來是を遵奉せさせ玉ふも、寔に餘義なき御ことなるべし、さりながら萬代無疆の内に、同殿もつゝには塞がり、たとひ三主四主同殿となるとも、時有て數も滿べし、況や幾十代も、同じやうに奉祀あらんことは、天子の制にもなきことなるをや、今日もはや十代に及ばせられたる時なれば、祧毀の制は、立玉はずして叶はざることなるべし、四親廟の上を、次第に祧するは、少しも不敬に非ず、少しも不順に非ず、是聖人の中制にして、天理の當然なれば、後代の模範を垂ると云ものにて、聊も擬議を容べきに非ずかし、愚はかつて窃かにこの事に於て、私議を設け含みしことあり、今その説を左に詳にす、天子の七廟、諸侯の五廟は、禮記及び諸書に見へて、千載確然たることとす、しかし五廟はさもあるべし、七廟に於ては、遺議なくは

あらず、先儒の説に、陶虞夏后氏は、天子も五廟といへども、是はあまり古きことにて、明證なし、尙書伊訓に、七世之廟、可以觀徳とあるより、七廟は殷に始まるといへども、愚は深くこゝに疑あり、いかにとなれば、凡そ七廟と云は、太祖の廟の外に、先代の功德盛なるを、太宗高宗中宗など稱して、百世不遷之廟とす、故に一祖と二宗とに、四親の廟を合せて、七廟なり、殷の湯王は契を祖として、四親の廟あるべし、その特別に不遷の宗あるを聞ず、伊尹は、湯王より太甲までの間なり、太甲の時に、湯はなを四親の内なれば、七世とすべきことなし、後に至り、四親の外に、契と湯とを以て、六廟とす、と見へたり、又その後、高宗を加へて、七世になりたるも、しらねども、それは伊尹より遙かに後のことにて、伊訓の七世廟の證にはならず、大氏尙書は、古文に屬する分は、疑はしきこと甚多く、

先儒もその説あれば、伊訓も古文の方ゆへ、深く據信ずるに足ず、然れば殷には疑を闕て、七廟は周を始とすべし、周は后稷を太祖とし、文王武王を祖宗とし、四親廟に加へて、七廟たること明白なり、されども、是も周公の成王を輔佐し、禮樂を定められし時は、大王王季文王武王みな四親なり、大王より上に宗と立べきもなく、それ故に追王も大王までなれば、その時は太祖と合せて、やはり五廟なるべく、その後、成王康王昭王の三代を経て、穆王共王の時にいたりて、はじめて六廟七廟とさだまりしなるべし、尤も文武の功德は、云にも及ばぬことゆへ、周公の禮を制せし日に、後々親盡たるとき、文武は百世不遷の廟とすべしと、兼て定めおかれたることは、有まじきに非ず、何ぶん周は、全く文武の二王に因て、七廟となりしなり、もしその前後に、功德の劣らぬ明君ありなば、八

廟とも九廟ともなるべし、必ず七に限りたることには非ず、さしあたり周公の徳を以て、もし継統の君ならば、あに七廟に拘はりて、その廟を毀つべけんや、天子七廟と、堅く心得たるより、後世に功德なくとも、強て増て七數に備へたるあり、然らば功德の君多くありても、推て減じて七數に止ることとせんや、甚然るべからざることなり、周の世は衰ながらも、長く續きたれば、七廟と云事、數百歳云ならはし、禮記等の諸書にも多く出たるゆへ、周一代の制と云に心付ず、何となく天子の通制と覺へしは、後世諸儒深く考へざるの誤りなり、九廟と王莽の制に出たるは、いふに足ざれども、後世に至り、唐の制も、九廟と見ゆ、宋史にも、凡九廟同殿異室ともあり、又元豐年中に、定めて八廟とするとも見へたり、然れば今日にても、制度の立やうによることにて、あながち東關の七廟

を僭として、嫌はせ玉ふに及ばざるべし、今その制度を設け見んに、まづ王室は、故例舊格を堅く守らせ玉ふ御事なれば、今さら妄りに新規の議を立てきに非ず、たとひ議し得てや、理ありとも、萬々行はれぬことなるべけれども、内心かくもあらまほしきと思ふことを、試に述るなれば、何よりも王室に四親の御廟のなきこと、恐ながら事を缺たる義にて、明王の孝を以て天下を治むるの意には齟齬すべし、もし神の御裔の御事ゆへ、人間の制度を以ては推べからずとならば、御歴代みな神に祝ひ奉るべき御事なり、それもなく、たとひ園陵ばかりなるは、何とも穩當ならぬ方あるにや、それとも時に從ひ宜を揣れば、今さら周室の、太祖に三昭三穆を分ち設るやうにと、擬議するには非ず、たとひ是今の園陵の存せる寺中に就て、小さき神祠を、四社設けたる如くにして、茅

草葉集
茨采椽の古を慕ひ、黒木の御所、木の丸殿など云如くありなば、佗の祠宇寺觀の侈靡を戒むるためにも宜しかるべく、又はたゞ一字を設け、趙宋の制の如く、同殿異室とするも簡當なるべきか、因てその御國忌を置いて、歳に一たび勅使を以、高曾祖考の四世を祭奠あらせられ、その餘の四時節序の祀典などは、その有無疎數の制は、尙また宜に従ふの方あるべし、これ第一には、恐ながら今日、聖主の孝順の御心に、目出度思食せらるべければ、廷議に於て嘉納あるまじきに非ず、又國家の經費に於ては、させることもなく、咄嗟して辨すべきものなり、これその義は至て重くして、その施設は甚だ輕易なり、その人心に關係するは甚だ大にして、聊も世の觀聽を駭かすことなし、故に愚は窃かにそのあらまほしきを願ふなり、さて上世祖宗を論ずるに、伊勢内宮は、天照大神にて、太

祖の廟、外宮は原廟なり、加茂は神武天皇にて、人王の始祖の廟、下加茂は原廟なり、宇佐八幡は、應神天皇にて、世宗の百世不遷之類なるべし、唯徳山は原廟なり、伊勢加茂は元より始祖なり、又人王の世系の尤も明白を得たるは、應神以降にて、それゆへ始祖已後の始祖の心にて、甚だ重んぜらるゝ御事と聞傳ふ、世に大坂の小橋博勞の宮、并に高津の宮は、皆仁徳天皇なりと云傳ふ、古今第一の聖主なれば、血食の長きも當然なり、その功德の盛なるは、高宗とも稱すべきの類なり、又志賀の舊京に、天智天皇の御廟ありと聞傳ふ、果して然らば、是は織冠公の良佐を得て、中興の明主たらせ玉へば、中宗と云の類なるべし、是みな不遷の宗とたて奉るべきものにあらん、或はあらたに上世の功德を論じたてまつらば、尙また品もあるべけれども、既廢するは擧ざるの明文もあれば、

たゞ有來りたる祠廟にて、宗數を擬議するのみ、一説に、伊勢の外宮は國常立なり、加茂は武甕槌なり、大阪博勞の宮は稻荷なり、高津は姫古曾の神社なりとも云、巫祝輩是等を神祕と稱して、奥妙不測にして摸索すべからざるのこととし、好んでその説を神異にす、今愚を以窺かに是を考ふるに、伊勢は内外の同異、みな神世の古へにて、いづれも上祖の御事なれば、存して論ぜずとも可なり、加茂は、國史に欽明帝の御宇に、始て加茂祭りの行はるゝこと見へたり、是は別神と見ゆ、天武帝の時に營、加茂神宮とあり、脩と云ずして營とあるは、剋造の心なり、この時神武を合享ありしや、又別に祖廟の設ありしや、博勞の宮も高津も初めは合享と見ゆ、既に攝津志に、博勞神祠、仁德天皇、高津宮、比賣古曾神社、後配享、仁德天皇と見へたり、これ俗傳のみに非ず、京師北野の菅廟はも

と聖廟にて、菅公を配享せるなり、喪亂の後、配享の方主となり、孔廟は廢し、たゞ聖廟の名のみ今に残れるなり、外にもこの類多かるべし、何ぶんに神祕と稱することは、依違兩可して、つゝに決斷する所なければ、是を捨て、今日萬人の稱する所に從ひて、すむことなるべし、古の如くなれば、二祖二宗といひてもよし、三祖二宗といひてもよし、二祖三宗、又は三祖三宗と立てても不可なし、是に四親を加へて、八廟九廟十廟の内、いづれに取とも、是を我邦天子の廟制とし、今の諸侯は、もとより五廟に從ふべきものなれば、江都の御事は、六廟七廟の内、いづれにてもその當を得玉ふと謂べし、さて太祖の廟は、申し奉るにも及ばず、台徳大君の守成の良君にて、創業の内にもあづからせ玉へば、是もとより不遷の宗たるべし、その餘親盡させ玉ふは、祖廟に祧し奉り、一祖一宗を四親に

草葉危言
合せ、六廟たるべし、有徳大君は、今なを四親の御内なれども、中興の明君の御事、ことに御血脉も、是より改らせ玉へば、後日に中宗の類と、たて奉るべき御事なれば、今存する所の七廟の内、一廟は空くして、後世を待せ玉ふべきか、廟を豫じめ設けおくと云は、毛詩の疏に見へたり、それは必しも采べきの説にはあらねども、是は今既に七廟あるに就て説を立るなり、後代に必ず用ゆる所ある廟を毀ち去べきにあらず、いづれにも空廟いかゞならば、假に孝恭世子の御廟とし、幾千秋の後、七廟に満たるときもあらば、その時に世子は先廟の中に附祀あらせらるべきか、又萬代無疆の御ことゆへ、この後も賢明の君の必ず宗とすべきは、十主も廿主もあらせらるべくとも、さやうに廟數を増こと、先王の法に非ざれば、もし已後に、功德盛んにして、祧し奉るまじきことありなば、

今日同殿の制に任せて、古きより段々と、二宗の廟に合享あらせられ、何ぶん今まで有來りたる七廟を、萬世不易の制と立させ玉ふべきこと、聖人の中制に叶はせらるべき御ことならんかし、

御上洛の事

○
御上洛は、第一の盛事にて、元來御一代に一度は、必御座あるべき御事なり、華域の古代にては、陶虞の際に、五載一たび巡守のこと見へたり、三代の間も、そのことありたるは、禮記等の諸書にも存せり、秦漢以降、後世までも行はれ、それに美惡はさまゞあれども、是はその人にかゝること、巡守は風を觀俗を察するの要務にて、人君の必ず行はせらるべきことなり、近くは清國乾隆の巡守のこと、太平の餘化、萬民歡欣して、上下の嘉慶洋々たるありさま、かつてその記録繪圖など、見及びたりし、寔に盛事と云べし、まし

て御上洛は、王室を格別御尊敬遊ばさるゝの美意より出て、その序に、東道畿内を御巡覽遊ばさるゝ御事なれば、天下には遍ねか
らざれとも、巡守の遺意とも云べし、巡狩は天子の事なれば、かの
御序の天下に遍ねからざるは、又却て御謙光の美事ともすべき
ものあり、さて御初代には、もとよりたびゝの京師御往來にて、
位號を正させ玉ひし御時だにも、諸事御手軽くあらせ玉ひしは
草昧の宜を得させ玉ふなり、御二代も、世子たらせ玉ひし比より、
毎度の御上洛、隨分輕き御事、その御繼代の時の、輿馬騶從は、甚盛
なる御事なりしも、御治世の始めなれば、是又さるべき御事なり、
御三代に至りては、恒升隆治の化にて、前後に比類なき、豊富の運
に乗じさせ玉へば、寛永御上洛の盛なること、寔にこの上も無る
べし、その後此事絶果たるは、繼せられがたきの勢もありしや、又

はその後追々帑藏耗竭の患も生じて、所詮これらの御沙汰に及
ばせ玉はざりしにや、享保中興の御大業に、節儉の政を以て前烈
を振はせ玉ひ、その比御上洛の事を甚御願望にて、諸事減省を以
て行なはせらるべく思召たれども、全體の經費洪大の御事なれ
ば、にわかにかにその處置もかたきことに思召れ、且又列侯の窮も、已
前とは事替りたれば、天下の難儀を憫惻せさせ玉ふより、御終身
御志を齎ませ玉ふと、仄に承はり及びたり、残り多き御事なり、今
日國家の勢、享保初年に類して、内裏炎上の御大變さへ加はり、
天下の諸侯も、從來の華侈にて、大半は困乏ますゝ甚しく、専ら
節儉の政を施させ玉ふ御時節なれば、中々容易に、かの盛事を舉
げ玉ふべきにはあらねども、今より二十ヶ年も、仁政普くゆき渡
らせられれば、諸侯の風儀も、とくに一變し、漸を以て舉行ふべきの



日も至るべし、故に今より内々には、徐々としてその遠圖もあらせられたきものか、その時至りなば、寛永の盛儀は姑くさしおき、始祖の毎度の御上洛を模範とし、享保の御深意を體し、萬事大に節約せさせられ、君子は繼べきを爲るの意を主として、この時に限らず、その已後の御代々まで事むつかしからず、能行はるべきやうの良規を立をかせられたきものなるべし、秦漢已來に封禪を一代の盛事として、太平の世に必舉べきの事とするは、妄説の云に足ざるものなり、それとは品替り、明君賢主の、必ず脩舉し玉ふべき美事なれば、今の御時節に、決して無る可らざることなり、されども遙に歲月の外に、期せざることを得ざる義なれば、たとひ期の如く行はるゝとも、愚老の觀に及ばざる後のことなるべし、去ながら今この事を陳説しおくは、あに司馬長卿の、封禪遺草

の醜を學ぶとせんや、是愚の自から信ずる所なり、

諸侯室家の事

○
天下の諸侯の室家を、都下に聚め置るゝは、豊臣家より生まれり、その時禍亂新たに定まり、四方の情偽いまだ明かならざれば、諸侯の追々邸を大坂に設くるに付て、すぐにその室家を徙させて、是を質するなり、西討東伐纔に畢り、間もなく外征の大役も起り、海内洵々たれば、一時の權宜に於て、かく計られしは、餘義なきの勢にてもありしや、御當代に及び、慶長五年關原武成の後、諸侯追々邸を江都に設られしに、室家の御沙汰かつてなかりしは、寛仁大度の御事にて、謙讓不遑の美意とも申し奉るべし、同十年に至り、藤堂氏その議をいざなひ、相良氏その事を始められしより、諸侯争て事にこゝに從がはれしなり、是は關原御陣前に、石田の姦

謀にて、大阪に質する所の、諸侯の室家騷擾して、往々にその國々へ逃れ下られし後のことにて、天下の人心判換し、端を更ため、その歸嚮を新たにせる時節なれば、かくもあるべきものならん、既にして大坂御陣後、凶器長く縮まりたれども、もはやそれまで十年ばかりの有姿にて、終に永制となりたるなり、元來人質と云は、無益のものなり、必竟は亂世戰國の際に、俄に和睦し、或は降服し、又は籠城明渡しなどの時、誠偽を明かにせんため、當分に質を出すことにて、是止ことを得ざるの勢なり、長く留置べきものに非ず、いかんとなれば、人は大義に臨みては、質を顧るものに非ず、既に關原前に、小山にて列侯會議の時、誰一人大坂の人質に引れて、上方に従ひたる人のなきにても、概知すべし、又は大利にかゝりては、人質をふり捨て、離叛すること、亂世の常なり、義にもあれ、利

にもあれ、畔きたるが憎しとて、その質を殺せば、罪もなき婦女童子を殘暴するのみならず、その人長く離絶に及び、讐隙深くなるべし、もし殺さずしてさしをけば、質を取たる詮もなく、外の質を出せる者に、安心にて離叛せよと勸むる勢あり、かたゞ以て初より質なきには劣るべし、さりながら歸服せし人よりは、我赤心を表して、質を送るべき筈なれば、一概に質を受まじともいばれず、たゞ甘心して出すを受て、迫りては取まじきものなり、さて又太平の世には、諸侯の室家は、みな領地にあるべき筈のことなるに、客土の一郎中に身を終て、つゝにその君子封内の面影だにも見ずとあるは、遺憾の事なるべし、その上隔年の留守をまもらせらるゝことゆへ、配偶三十年にて、僅かに常人の十五年に准ず、家臣の江戸詰と稱するも、往々是に類す、國事鹽ことなければ、事に

當りては、借令五年七年を累ぬるとも當然のことなれども、たゞ是をもて生涯の事とし、老親を背き妻子を捨置は、人情に於て傷むべきの甚しきものあるか、士大夫尙然り、況や公侯の貴重に於てをや、又列侯の菟裘の地は、小侯にても、必その封に就て、子孫群臣の奉養を受て、餘年を娛まるべきことなり、東邸には側室を置、その出生を任子に充べし、それもなき内は、國より子弟の内一人を邸に置べし、女子にても苦しからず、それもなくば、世臣の子弟を、當分出し置もよし、亂世さへこの例あることなり、又任子をいくたび置かゆるとも、勝手に任すべし、上よりは曾て責られず、下より甘心にて差置の姿なれば、何にてもすむべし、たゞ嫁娶は、在國にて、方角の違ひたるは、道里を隔て、事大造なるべきか、その分は今までの如く、東邸にて取結び、その後國に徙すやうにあり

○
たらば、障ることもなかるべし、但しこの條は、下の交代の條と相照し見て、そのこと全かるべきのみ、

參勤交代の事

草昧創業の御時節は、大小諸侯、江都詰切を勤功とし、折々封に就き休息のことを、官許ありしまでにて、慶長中には、定りたる制も聞へず、元和偃武以後に、漸次を以て、隔年參觀の様になり、西裔侯國にても、道塗の遠を厭はず、必ず隔年に、出府をむねとし、怠らざることとし、遂に永制となりたる事なり、去ながら先王の制、道里の長短を以て、來朝の疏數をなし、一歲に一たび朝するより、五歲一たび朝するに終る、遠近に従ひ、勞逸を均しくするは、さもあるべき筈なり、我邦にて、江都へは、薩摩を最遠とす、海陸四百里に及び、その人上下とも、馴來りたることにて、今更如何ともす可ら

ざるものゆへ、止ことを得ずしてそれに安んじてあれども、思へば遙かなるものにて、四五十里の道里の諸侯と同じく、年々の往來は、あまり勞逸の均しからぬことなり、その上に大諸侯大勢の供廻りにて、歸國はいつも夏の旅行なれば、別して病人多く、年々道中にて喝死の人、定りて數人あり、又病ゆへ大坂邸中に留り、保養を加へ、終に客土の遊魂となるも、定まりて數人なりと聞、さて又家中の人の、供の外にはなれて別に往來すること、引も切らず、年中虚日はなきほどなり、その外西裔の諸侯まで、往々皆然り、それを合せては、年々に死亡する人いくそばくぞや、これみな郷土に在ては、かゝることもあるまじきに、全く長途の寒暑霧露を、衝冒するより出て、その人は云にも及ばず、その父母妻子までの痛念いかばかりのことならん、寔に憫むべきことなり、上たる人豈軫

念なかるべけんや、交代のことは、今日にては、猝かに變じがたきことなるべけれども、何とぞ制を設けて、先王の法に従ひ、遠近勞逸を均しくなしたきものなり、熊澤氏の書に、在鎌倉の大名の參勤、三年に一度、五十日の在勤を引て、今もその通りなるべしと論ずれども、古へはしらず、是は今にて行がたきこと、その上遠近勞逸の均しからぬは同じことにて、良法に非ず、今愚意を以、假にその制を設け見んに、三親藩の御事は、本統の輔弼、國家の柱石、格別の御ことなれば、是をいかゞあらせらるべきなど、野人の議し申すべきに非ざれば、是ををき、その外は、たとへば江都まで五十里以内の諸侯は、毎年の參觀にて、在府五十日なるべし、百里以内は、二年に一度の參觀、在府百日、二百里以内は、三年に一度、二百日、三百里以内は、四年に一度、三百日、三百里以上は、五年に一度、丸一年

在府と云やうに定め、その室家は、前條に云如く、皆國に徙すべし、かくありなば、大に諸侯の窮を拯ひ、天下の民力を紓め、引上下洋々として太平の化に浴すべきことなり、交代寄合の分は、遠近は右の通りにて、度敷をたて、在府の日敷は、右の在國の日敷と振替て宜かるべし、これは都下の宿衛をば、専務にあるべき故なり、この室家は、今までの如くなるべし、萬石内外の定府の無役の分も、交代寄合に准じて、折々は民を親み、領知の政を躬からせさせらるゝやうにありたし、さてこの制行はるれば、侯國の爲には宜しきことなれども、列侯就封の日多く、室家も國に徙れば、その家臣在府の分も、室を挈て歸國するは過半なるべし、房總を始め、他國より入込をる臣妾も、空手となり、皆々國に返るべし、さあれば江都の人數大に減じ、土着の工商も、業を立がたく、上方にも響きて、

一統の難義となり、こはいかにと人心動搖すべし、第一御膝元かくの如く手薄くなりては、是までの繁昌を失ひ、莫大の變とも申すべけれども、是には品あることなり、覽人請かつ寛假して、愚にその説を終らしめよ、總じて江都の御事は、御創業以來、善政を以て、勞徠に力らを盡させ玉ひ、丘陵を平げ、烏鹵を埋め、諸港を開き、海運を通じ、士大夫を區處し、兵卒を撫育し、侯邸を列置し、上國の豪戸を徙し、關中に充て、何一つ残る所なき御事、中庸の天下を治むる九經の要にも、徃々叶はせられたり、その後升平日久しければ、ますます萬國輻湊して、いやが上に入こみ、名たゝる武藏野に、寸地を留ず、雞鳴狗吠相聞へて、四境に達し、いはゆる邸第雲起、樓閣星羅、閭閻撲地、舸艦迷津にて、最初儉素の風も、漸くにして侈靡に移り、民間にて質實清廉の夫は、却て衣食に窮し、浮夸汚濁の輩

は、却て大利を得やうになりゆき、或は敗紙の利を専らにして、騎を連ぬべく、又は鉢栽の蘇鐵を賣て、鐘を撃ち、侯家飼鳥の餌になる蜘蛛を商ふて、鼎食するなど、その外妓院戲場賭博任俠などの遊手空民、姦宄の族、街衢に盈溢するやうにて、都下の繁昌、古今に絶したることなれども、よく考ふればこの繁昌は、よほど過昌なる方にて、いまだ全くの實昌とはす可らず、いかんとなれば、まづ第一に萬國輻湊の人数を以て、かく富盛を見するなれども、これ皆江都藉外の戸口なり、もし藉中の戸口を以て是を計れば、人数大なる相違なるべし、その上諸方の入込の人は、民事をも務めず、政事にも預からず、無用の人甚多く、飲食流るゝが如くなれば、諸色も高直になり、平日とても、公私ともに病で、もし上方運漕遲滯すれば、民生日用の品拂底して、衆人難儀をするやうなること、毎

々ありときく、必竟は萬室の國、一人陶するの類なり、これ豈愚のいわゆる過昌なるものに非や、近來御新政にて、風習大に變化し、右に云如き姦民は、次第に屏息し、良民段々時を得やうになりて、愚の往年東下し、目撃したるとは、觀を改むる如くなるべく、有がたき御ことなり、されども萬國入込の過昌は、全體の勢なれば、今日猝かに如何ともしがたきもの存すべし、因て倩々思ふに、今日承平、凶器長く縮まり、寔に目出度御代なれども、外夷入寇の變は、何時を測りがたし、我より致さざる不慮の變の事は、申たりとも國家の忌諱に觸るゝことにも非ずかし、今にもあれ、古昔の蒙古入寇の禍など起り、その虚に乗じ、東北夷まで入寇せば、在府の諸侯は、追々國に就て、捍禦應援の備なかるべからず、その時残り留まる侯氏は、僅々にて、都下總人数大に減じ、工商輩も俄に業を失

ひ、事鎮まるまでは、十方にくれて、急に衰微のやうに見ゆべく、所謂過昌の實、こゝに的然たるべし、是らはまづ決して無ことなれども、君子無事の日に當り、戎狄不測の變までも、思慮せざるべからず、夫に付ても、平日都下殷盛の基を増て、不測の變に臨みても、都下萬全動なきの勢を得べきは、右に云如く、會同平均の制にあるべきのみ、このこと俄に施し難ければ、徐々歲月を積て行ふべし、まづ初令に、遠きを先んじ、他の諸侯はさしをき、三百里以上の分を、三年一度の參觀にて、一年在府、二年在國とし、二三年の内に、一時にならざるやうに、追々に入替るやうにし、その三年の後に、三百里以内の分を、又三年一參觀と、右のわり合せにし、その時初の三年一觀を、四年に一觀、三百日の在府とし、又三四年の後、二百里以内を三年一觀、二百日の在府前に云と、ころの平均の本制の

通りにし、初の三年は四年に、四年は五年に、皆本制に従ひ、又三四年の内に、百里五十里以内、皆本制に従ひ、大氏十年已上、十四五年までの内には、残らず平均の本制になり、歲月を経ゆへ、目に立ずして事調ふべし、さて諸侯并に隱居などに、江戸好きと稱するありて、この制を好まぬも多かるべし、是は惡習より出たることなれども、その分は、是迄の姿にありたきと願はるゝは、その意に任せ、又外にも故ありて、先今迄の通りに願ひ立ある分、又その通りにて、曾て官より是を強ず、在府も定めより長く在たきとの分、是又そのまゝなるべし、全體諸侯の爲に宜しき事ゆへに、次第に合點ゆきて、後々は心より甘從あるべし、とかく強ずして自然と行はるゝを待を妙とす、さて右の通りにては、都下の侯邸は、上屋敷下屋敷二所にてすみ、小諸侯は上邸ばかりにてもすむべし、萬一

草葉危言
類焼などの變あらば、暫く寺社民家に寓居し、程なく封に就て、心
靜に上邸を營まれてすむべし、さあればわけありて廢しがたき
副邸の分は格別、その外は多分賣拂になるべし、又官よりも令し
て、拂はせらるべし、是を公侯貴人大社巨刹などへ買取ことを、堅
く禁ぜられ、町人を募りて買得させ、門墻を撤して借屋とし、諸國
より入込居て、奉公に離れたる類の者、思ひくゝに宿をも持べき
を住しめ、それくゝ渡世を營ますべし、又他國よりそれを目當に
入來る者も多かるべし、十數年後には、都下の戸口、夥しく増べし、
故に布帛綿紙酒漿茶油凡百器用に至り、上方の運漕をのみ恃む
物を、都下にて隨分追々に製造賣買さすべし、侯邸少なくなり、民
戸多くなれば、大利を射る姦民は、次第に減じ、細利を營む良民は、
段々多くなるべし、諸色高直なることもなく、君民上下一體の利

益となり、侯家の雜人大に減ずれば、姦宄盜賊も自然と少なくな
り、火災も自然と間遠になるべし、論語に庶富を稱し、歴史に戸口
殷實などあるは、このことにて、愚のさきに實昌と云もの是なり、
かくあれば、佗年萬一戎狄の變ありても、都下は夷然として動搖
のことなく、又は東陲に事ありて、西諸侯都下に馳聚せらるゝと
も、萬品の支給に、事缺ことなかるべし、但し江都にて、諸色製造も
多くなりなば、他所よりの運漕競はずして、上方の衰微になるべ
きなど云人もあらんか、それは土著の戸口多くなる上なれば、中
々その所の製造のみにては、引足事に非ざれば、何も上方の運漕
に、つかゆることはなかるべし、戸口の多くなるに付ては、運漕は
ますます競ふ方にこそあるべけれ、又江都より東諸國へ轉送す
る所も手弘くなり、何方も繁昌を失ふまじ、又道中は、諸侯の往來

間遠になれば、驛亭の人馬も肩を息へて、所々の費用も少なく、地頭々々よりのよなひも減じ、各益あるべし、逆旅人夫などの、諸侯の往來を待て烟を擧る者ばかりは、げには寂寥なるべけれども、その分はよく諭して本業に立返り、農務を専らとせしむべし、東西千里、沿道の人の、農に就もの多くなりたらば、是大なる國益なるべし、何ぶん右のことは、大事業なれば、かく云につきては、尙又そのことはいかに、このことはいかゞと、人の難ずべき事目もあるべけれども、その非を設けて、一々辨ぜんも、あまり煩碎なれば、まづ是に止まるのみ、かくありなば、全體にて都下の見分は、今よりかさびくになる方なるべけれども、基本の堅固なるは、今にも尙まさるべきものあらんか、かの九經に、子庶民、來百工、柔遠人、懷諸侯の意は、この内に存すべし、

○
侯邸にて、正門を鎖し置くゝは、甚いかゞしきことなるべし、歸去來辭に、門雖設而常關といひ、又は柴門晝掩などの類、詩にも多く作り、みな隱遁の境界のことにて、諸侯の顯貴に於ては、不都合のこと、この上もなし、その上我邦にては、罪を得て閉門のことあれば、一通りにては忌べきほどのことなり、是はその初め、亂世に起りたることなるべし、争亂の世は、何時に寇の至るも測られねば、正門を常に關し、潜戸を設けて、諸用を達し、城主の出入、又は大賓などあるときのみに、正門を啓くべし、それより常となりて、治世の後も改らぬことならん、銅習と云べし、御番城に門を鎖さるゝは、空城なれば、その筈のことなり、それゆへ諸侯も、參觀の日は、その國の城門を鎖し、歸國の日は、藩邸の正門を鎖されて、その餘は開かるべきことなり、在府と否とは、人望んで知やうになり、是も

便なるべし、但し今は門の啓閉を以て、直參陪臣の出入を分つことになり來りたり、是は門にて分ずとも、苦しかるまじきことなれども、仕來りになり、今さら混ざるもいかゞとならば、華域古昔の門臬の制に違ひ、門限の中央に臬を建て、直參は臬と潜戸との間を出入あるべし、是は門の中央なり、陪臣は臬の一方より出入すべし、これにて分明にわかるべし、度々啓閉の勞をやむるも一つの簡便なるべし、潜戸は夜分の出入に限るべく、白晝に出入すべきものには非ずかし、

國替の事

國替は、一時の權に出て、不易の良法に非ず、事宜人情に於て、皆甚だ安からざることあり、愚かつて鄙撰の逸史の草稿中に、是を論じ見たる一條あり、左に録す、

天正十八年關白徙。大君封于北條氏地、相豆武房二總二毛八國。逸史氏曰、徙封之制、非古也、蓋其君臣墳墓之地、一朝徙之、大傷孝子慈孫之心、且以失其民歷世愛戴之情、化淳爲漓、庸可訓哉、是以先王慶讓之典、增地削地、皆就其封、未嘗移而易也、夫參國我墳墓、而關白弗察焉、大君宜有所請、而忽然遠徙、不復回顧者、豈有佗耶、蓋以豐公不學亡術、昏於理義、又其喜怒難測、不可櫻拂也、大君其如之、何抑、是制在爭亂之時、似有不得已者、蓋疆土日啓、所耐功勞、不能不腆、而其人多、非世襲、舊疆割盡、新壤有餘、故有所移易、而黜陟亦行乎其中矣、雖然、賢而移諸善地、猶可也、不賢而移諸醜地、醜地之民何辜、自非權度精審、樂循理者、不能處其宜也、若豐公龜率之資、固不足責焉、我大君異日致太平、猶且因循未改者、亦唯權時之制、勢不能不然耳、特至於後世承平、當有爲之時、依然相受、以爲永制、則不能無憾矣、

或曰、是制也、蓋病於侯國之富厚累世、民心固結、將來致尾大不掉、若唐季藩鎮、所以默銷其禍乎、未萌惡、得容喙、易所謂童牛之楛、元吉是也、曰滋、非也、國不富厚、奚以爲教、民不固結、焉足言治、夫封建之設、各世其土、守以環衛王室、乃得衆得財、固其職也、所患獨在長天下者、驕泰凶虐、以失諸侯之心已矣、舍我醜、忌彼美、殆不可救藥、且如其所病、宜莫若奧薩諸臣藩、國家於是概無所問、移易多在郡邑侯氏、非童牛、是童狗、何爲假楛而後吉、至近世、有德大君開中興之業、英明所燭、有見於此、乃停廢是制焉者、二十餘年、識者以爲盛德、今而復其舊、惜矣夫、

右に陳する如く、徙封を以て、暗に黜陟を寓せらるゝは、國家の大體に於て、磊々落落々たらざるものありて、たゞ墳墓をすて、民情を失ふの戚みのみに非ざるか、何卒先王の制の如く、その地に就て

○
慶讓の典行はれば、諸侯の功罪明白にて、賞罰正しく、勸懲の意も深かるべし、是も俄かに行はれては、今までなきことゆへ、自から身を責ずして、その罪に鞅々と餘言ある侯氏もあるべければ、豫め令を下し、以來徙封の制を停め、功罪かくの如くして、慶讓ありと云こと、普く教諭ありたる上にて、時を待て行はれなば、子細なかるべきか、

近世の侯氏、奢侈に因て譴責を得、退老せられ、跡は何事なく、又虐政にて領内騷動に及べども、幸に事早く靜まりて、何事なきもあり、是等はみな削地の科にあるべし、總じて侯封の分、その高と物成とは、過不及の相違、いろくあること常なれば、削地の上も、高はもとの如くなるべし、故に萬石の分、内に入ても、格は替ることなかるべし、當人又は子孫にても、徳を修め政を善せらるゝとき、

地は還附して、舊に復すべし、是も即ち勸懲の大益なり、たゞ還附のなき内に、再たび削られたるは、高も格も、その時減すべきのみ、是は代を隔てゝも、再犯怙終の罪に歸すればなり、又その賢行善政あるは、慶典にて地を増は、勿論のことなり、但し名藩大邦は、もはや多くは増すべからず、又少しく増ては、賞にも立がたかるべければ、その分は、或は官を進め、或は爵を陞し、又は寶器武器等の錫などにて、賞せらるべきか、尤この昇進は、殊賞なれば、一代切にて、子孫の先途とは爲べからず、この制よく行なはれば、諸侯の風儀を正すこと、尤速かなるべし、或人の曰、國替の制停廢ありなば、侯家人民とも、大なる安喜なるべけれども、そのかはりに、古典の慶讓行はれては、賞罰あまりまのあたりなることゆへ、侯家にて、領内に事あらんことを恐れて、諸役人みな百姓に手をあつるや

うになり、百姓はこれに乗じ、意地強くなり、聊のことも啓然と云立るやうになり、手にあまるの患はなきや、愚答て曰、然らず、さやうに百姓を敵にもつやうなる心にて、治を施すは、申韓の法術にて、王道に非ず、百姓はもと質實にて、三代の直道にて行なふ所の者なり、上に義を好むに、民あに服せざるものあらんや、上に信を好むに、民あに情を用ざるものあらんや、凡そ君上たる人の、信を體し順を達するの徳あらんに、その下あに利を圖り私を營なむのみの民あらんや、百官有司、みなく、是を以て自反すべきことなり、是先王の要道なり、

受領の事

守は官なり、古代の國司の任なり、喪亂の久しかりしより、國司も往々子孫繼承し、又は群雄割據せる勢にて、治世に趣きたるゆへ、

草葉集
朝廷の典故は、やはり郡縣の制にて、天下は封建の世となりたり、それゆへ名稱混雜し、古の官名を以て、今の封侯の稱號とするやうになり、又その封號の内に、虚封あり、實封あり、又實封に虚號を用らるゝありて、益混じたるものなり、是は今さら釐正す可らざることになりたれども、責て實封に虚號を用ることのみは、改たきものなり、備前肥後長門など是なり、みな祖先にわけありて、その國號を用られざりしことなれども、今日にては、その例にも及ばず、實に就て稱せられたきものか、大膳大夫は別してわけあることなれども、是は兼官たるべきのみ、是等も名を正すの一端に入べし、今の諸侯に、受領官名を一分の名稱と心得させらるゝ多し、もし受領のさし構ひありて、外の受領官名に改らるゝは、轉任なるを、改名と稱せらるゝ、甚僻事なり、さきに一侯の、京師摺紳家

○
への文通に、某氏何の守と署せらるゝ、肩書に何守改名とことほりありしこと、堂上にて殊の外非笑ありしとき、これにてみれば、轉任の位記は、請せられざることとみへたり、轉任は、今の役替なり、官人の役替するに、上の命をまたず、勝手に自分の望みの役となることと云ふことあるべきやうなし、必ず執奏を経べきことなり、是は官ばかりにて、爵にかゝらねば、始て叙爵任官の時の、朝廷官人への人事物を、半減など云如くして、事をそぐは可なるべし、必ず私に轉ずべからざることなるべし、

諸侯分地の事

列侯の群公子は、出て同姓諸侯の後たるは格別のこと、異姓の後を承るは、禁ぜられて、皆領内を分ちて、支封とすべし、是は今までも有來りたる例なれば、必しも主父偃が推恩の故智を襲ふには

非れども、げには大國の權を分つ爲にもなり、第一には宗國繼嗣に乏しき時のため、切要なるべし、古代周室の制には、次男以下みなその國に仕へて、大夫たりしことなれども、只今にては、俄にその例にも依がたき勢あるべきなれども、甚子弟の多きは、家老以下の養子とせらるゝも、徃々あれば、その分は輕き祿にて、初より別に士大夫とせられて可なるべし、又中侯以下は支封多くなりては、本家の高の減ずるを患らるべければ、それは前に陳する王室皇子の例に依て、公子公孫までは、相應の分封とし、公孫の子よりは、祿を減じて臣藉に入しむべし、小侯にて、支封を難んずる分は、次子一人を小祿にて、繼嗣の備へとし、その餘同姓の内に、養子の用もなくば、公儀へ直奉公を願はれ、官より少々の祿を以て、その才器相應に召使はれ、もし本家又は親族の内に、養子のことあ

らんとき、返し賜はるべし、さて分封のことかくありては、後々はことの外、多人數となるべくとも、見ゆれども、是はさきに皇子の御事にて論ずる如く、思の外につもりほどに増ものにも非ず、又公儀にも有餘りたる御家人の外に、又直奉公の人ませば、冗費いやましになるやうなれども、小諸侯は、限りあること、それほど家並に子弟の多きものにも非ず、よしは餘程の人數に及ぶとも、官にかくべつの費ともならざるわけあり、是は後の直參を論ずる歎内にて知べし、他姓養子のこととは、別に論ずべし、

諸侯大借の事

○
太平日久しきにより、上下一統侈靡の風に移り、侯國大半は、入を量て出すを爲の制を忘れ、一向に用度節なく、田獵聲色の娛み、土木器服の奢を長じ、朝聘苞苴の費を顧みず、國計匱を告るゆへ、三

都の温戸富室に稱貸して、目前の急を拯ひ、この償ひにつまれば、領内の賦歛を厚くし、課役運上の色目を設け、是を取に錙銖を竭して、農力始て困しみ、既に民の膏血を浚へてもはや得所なければ、家臣の祿俸を削り奪ひて、士大夫始て困しみ、士農均しく困めば、領内の商賈業を失ひ、産を敗り、その上領内の豪農富商には、別段に過當の用金を命ずるゆへ、大戸衰微して、小戸益窮し、また有司稱貸の術に盡れば、町人百姓の總判にて、他領の金穀を借入れ、償ふこと能はざれば、公訴に及び、町在ともに離散逃亡するより外はなく、士大夫は祿ありながら、凍餓に迫るほどになり、離心離徳となりゆけども、幕上の燕雀、晏然として、竈突の炎の棟梁に及ぶを知らざること、嘆ずるに餘りあることなるべし、近來國家に節儉の善政行はれ、風諭周遍なるにより、侯氏も己れを顧み、身を責

て、政事の改まり、異日治化の頼もしきも聞ゆれども、又舊習に回翔し、風化の美をも、道聽塗説してやまるゝも多く、或は感悟の機はあれども、窮困既に甚しく、今さら奈何ともすべからずとして、猛省のなきもありときく、必竟は官より一つの新制を立て、誘掖激勵なくては、届がたかるべし、その方を窃かに考ふるに、まづ政府より諸家の有司を私第に召れ、是まで滞借の有無を、詳かに訪問ありて、有無多少とも、相違なく書付を以て、總高の所を眞直に申出るやうに命ぜられ、尤三十年已前の分は、事古りたれば、或は年賦との名ばかりになり、或は借捨にて、扶持方となり、又は何となくすたりて、金主もなきものと心得、又は金主衰微して、迹もなくなりたるもあるべく、何分事勢一變に及びたるもの多かるべければ、これはその儘にのけをき、又は當時の新借、年々元利手當

もありて、滞なき分は、是を除き、たゞ三十年このかた、段々のさしつかへにて、金主向を押付をき、或は聊かの利分を、かたまでにつかはし、元金の沙汰に及ばず、又は年賦の相對のみにて、約束通りにならざる分、皆滞借なれば、その分をかき出すべきものなり、さて窮困の諸侯は、公役も勤まりがたく、我臣民の撫育も出来ざること、一朝一夕に非ざる大弊ゆへ、その弊を上より救ひ改め、天下の民力を愛養あるべき仁慈の思召を以て、滞借の多少に従ひ、公役をも、年限猶豫に及ばせらるべき御事にあらんか、因てその徳意を、とくと教諭ありて、諸家より嚴譴あらんかと恐れて、大借を偽て小借とし、又は公役を免れんかとして、小借を飾て大借と申立ること、決してあるまじく、又外に御吟味の筋もあれば、少も實を失ひ、増減なるまじき旨を命ぜられ、情實を呈露せざること能は

ざるやうにあるべし、さて三都を始め、公領都會の地の、列藩の金主たる者に命じ、右三十年來の滞借の分を、侯家一軒々々別紙に認めて、所々の官衙へさし出させ、諸國に命を傳へ、町在より領主又は隣領主へ調達し、又は地頭用にて、連判かり入れたる中の滞借の分など、かきたて、その地頭々々へ納め、その通り副本を一通づ、手近の官衙へさし出さしむべし、總じて上方より列國の寺社諸邑の人まで、凡そ侯家に出金ある分は、皆右の例なるべし、是等を取調べて、侯家有司の差出せる高と引合せば、少々の異同ありとも、實數明白なるべし、もし大なる相違あらば、再糺を歴べくとも、大氏の違ひは、兩方平均し、その中を取てもすむべし、さて滞借の高に、知行の高を引くらべ、借高一倍までの内は、窮困の數に入まじ、一二倍以上より、幾倍々々と、次第を分ち、たとへば小窮中

窮大窮と、段を立て、それを打越たるを、極窮とし、公役は是まで侯家にて勤まりし年數の遠近もあるべければ、大氏幾年比に廻り來るべき考もあるべし、そのあたるべき年より、小窮は五年、中窮は七年、大窮は十年、極窮は十五年などとなりて、その年數の内、公役を御ゆるしあるやうにありたし、かくあれば近ごろ勤役ありし分は、今年より實年を計ふれば、五年は十年に及び、十年は二十年にも及び、大なる歲計のゆるみにて、莫大の公恩なるべし、されども諸侯は元來上の憂を分ち、一方を治めて、人民を撫育する職分なれば、その撫育出來ず、庶富教の三事、少しも効なくては、上に對し、申わけもなきこと、その罪逃るゝ所なきなれば、この所は嚴命ありて、急度身を慎しみ、節儉を専らにして、田獵の荒み、聲色の耽り、一切に停廢し、公役免許の年限の内は、飲食器服土木等、

聊の物數奇をもなさず、大人たる身の爲ずしては叶はざる、脩齊治平の實學に篤く志し、文武の藝術を怠りなくして、士大夫を引廻し、隨分賢に任じ能を使ひ、異日の庶富教の基本を固め、年中の經費は、五萬石は一萬石の格、十萬石は二萬石の格に従ひ、參觀交代在府中も、みなその貶したる格の通り、違ひなきやうにありなば、初年より忽ち大なる餘財あるべし、是を以て家臣の祿を削りたる家は、宜きを計りて増予へ、その餘は府庫を傾けて、領内の用金、并に上方の金主の償ひとするならば、右年限の内に、滯借は大かたに片付べし、仕方さへ宜しければ、金主も皆取切べしと云ものにも非ざれば、大氏年限の内には、無借となるもあるべし、その後公役を受らるゝとも、他借を待ずして、事辨ずべし、その上にて、群臣の祿も、舊に復すべく、人民の撫育も、それ〳〵に出來て、かの

三事も起さるべし、かく心よくなりゆけば、君たるの樂これに過べからず、故に年限の後も、格はそのまゝにてもすみ、又は宜きを量り、少々もとに返してもすむべし、必しも盡く本の格に返して、二度の窮を催すには及ばざるべし、他の諸侯も、その美をしられなば、皆一様に節儉を主とし、格をも減ずるやうにならば、一世を風化するとも云べし、右に論ずる所は、通例の諸侯、萬石以上の城主館主國主までのことなり、三親藩は、格別の御事、始より公役の云べきなく、又關中職司ある侯家は、是又通例公役の外なり、その良否は、職任を以て、上より黜陟の行はるゝ御事なれば、みな愚の云所の限に在ざるなり、

○
滯借のなき旨を書出したる諸侯は、やはり公役を務め、四窮の侯氏には、公役を免許あるやうにといへば、是なるは賞もなく、非な

るは却て賞あるやうにきこゆれとも、さには非ず、是は上の仁慈を以、その國の急を濟ひ、その民力を愛養せん爲なれば、その侯氏の一身の慎みは、甚大切のことゝすべし、もし年限中に不愼の事あらば、その時こそ讓典是に従ひ、その輕重に依て、地を削らるべけれ、中侯以上に滯借のなきは、常とすべきことゆへ、賞格にあづかるものなし、たゞ一二萬石の小侯にて、年來の惡習に混ぜず、無借なるあり、甚奇特のことなり、その臣民は、必安平無事なるべし、是は慶典を以、地を増るべきか、或は品により、臨時の賞賜あるべきものか、それも大なる本家ありて、何事も本家に倚頼して無借なるは、その筈のことゆへ、賞にも及ばざるべし、又は鄙吝暴斂を以、己れのみ足て書出せる所は、無借にてもその臣民は大に窮するもあるべし、是は人の上たる器に非れば、譴責ありて可なり、故

に滞借のあるは非にちがひなけれども、その無は皆是ともしがたし、たゞよくその眞是を察したる上にて、一二小侯を賞し、もろくの滞借家の驚策となるやうにありたきものなり、

右三十年來の内も、列侯當主の家督の年を考ふれば、みな先代の滞借にて、當主は幼年、又は成長にても、繼承近きにあらば、罪はみな先世にありて、その身預り知所に非ず、されども既にその位に當るからは、佗なし、自分に深く慎しみ、右の制を守り、少しも早く先愆を掩ふより外はなかるべし、その大臣巨室も、この心にて輔佐の勞を盡すべきのみ、又懸車の尊なを存生にて、身の不經濟を以て、孫謀を善せず、艱困の家督を譲りながら、曾て省悟する所なく、退休の餘閑に乗じて、般樂怠敖に、冗費を願ず、その臣子より、諫止もなりがたく、大に幹蠱の方を妨ぐるもあるべし、是は官より

○
嚴命を加へて、裁抑あらせられれば、臣子たる分、大に力を得て、經濟に障ることなくなるべし、又既に敗蠱して世を傳へたる後も、曾て退聽せず、とかく我覆轍を以て後車を導き、一々政事を掣肘するの類も、まゝありときく、是又尤も嚴に裁抑あらせられたき所にあらんかし、

○
總じて武門に一つの僻習あり、何事も内を捨て外を飾り、少しにてもわるびれたる體あることを、不外聞と心得て、凡そ衣食を悪くし、宮室を卑しくする、徃聖の美蹟などを、みなその主人の不外聞に落しこみ、かの格式を五分一に減ずるなどは、莫大の不外聞として、いかやうに窮するとても、先祖已來の格は、少しも崩すまじと、支吾する人もあるべし、是は佗なし、侈靡を好み、崇高富貴を誇りたきの私心を以て、その心に叶はざることをば、みな不外聞

直孝危言
に歸するなり、故に不外聞と云こと、一言にして邦を喪すに幾す
るとも云べし、且又諸侯として、領内の撫育出來ざるほどの、眞の
不外聞はあるまじきを、それは曾て顧ずして、表をのみ飾らんと
するは、いかなる不了簡なるべき、これら深く教諭の及ばせられ
たきものに在んか、

○
武門に又一つの僻習あり、子々の義を争ひ、耻辱になることを重
んじ、聊かの事にも、劍を按じ疾み視の風ありて、狷介に過たるや
うなれども、借金を負て償はざること、を、何とも思はぬこと一統
なり、朋友には財を通ずるの義あるゆへ、管鮑の交など云べき間
ならば、格別のことなるに、さもなきを、いろく、人を頼み、堅く約
をなし、證札まで出して、一つも言を踐ず、等閑にさしをきて、金銀
貨財のことを、彼是と論ずるは、商賈鄙劣の態なりなど云て、空嘯

きておる類少なからず、それ人の物をかりて返さぬは、不義の大
なるもの、約諾を違背し、證印までしたるものを、反古とし、世の謗
をも顧みざるは、耻辱の大なるものなるを、事ともせざるは、あや
しき風習と云べし、諸侯家の大借となるも、多くはこの風習より
出て、その事を幹する有司、みなかの風習の人なれば、經濟の筋段
々行届かざることになりゆくなり、財用の事は、大學の末にも出
て、治國の要務なり、武門の人に於て、とても義を重んずるとなら
ば、この義をもよく重んじ、またとても耻を知とならば、此耻をよ
く考べきことなり、この趣も教諭に加へて、列侯より群有司まで、
中心感寤これあるやうにありたきものなり、



